

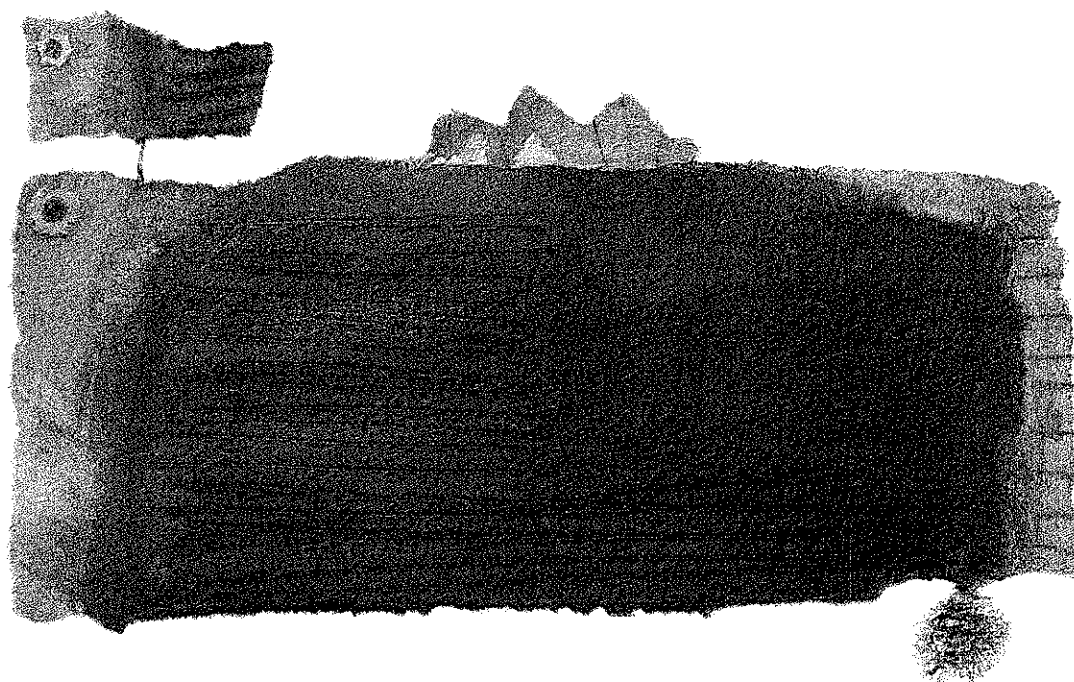
生活と福祉

LIFE AND WELFARE

5

MAY
2002

No.554



社会福祉法人 全国社会福祉協議会

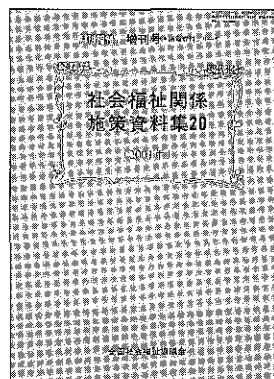
2001年の福祉改革の動きを網羅した資料集

「月刊福祉」増刊号・施策資料シリーズ

社会福祉関係 施策資料集20

●全国社会福祉協議会 編 ●B5判/356頁 ●定価 2,200円(税別)

平成15年度から施行される障害者福祉の「支援費制度の事務大要」をはじめ、保育士の国家資格化や主任児童委員の法定化が図られた「児童福祉法の一部を改正する法律」、「身体拘束ゼロの手引き～高齢者ケアにかかわるすべての人に～」 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」等、平成13年度の福祉動向が把握できる主な福祉関係法令・通知・指針等を掲載するとともに、経済財政諮問会議や総合規制改革会議の社会保障に関する政府指針等も併せ、計67本の施策資料を掲載。



●主 な 内 容●

- | | |
|----------------------------|-----------------------------|
| ・ 社会保障改革大綱 | ・ 地域福祉権利擁護事業の実施について |
| ・ 介護予防・生活支援事業の実施について | ・ 第二次ボランティア・市民活動推進5ヵ年プラン |
| ・ 支援費制度の事務大要 | ・ 児童委員の活動要領の改正について |
| ・ 精神障害者に対する雇用支援施策の充実強化について | ・ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律 |
| ・ 児童福祉の一部を改正する法律要綱 | ・ 地域福祉計画に関する調査研究結果について |
| ・ 保育士試験の受験科目等の改正について | ・ 福祉サービスの第三者評価事業の実施要領について |
| ・ 福祉サービスの第三者評価事業の実施要領について | 他 |

『福祉の本 出版目録』
ホームページアドレス

<http://www.fukushinohon.gr.jp>

●お申し込みは、書店、都道府県社会福祉協議会、または下記へ●

社会福祉法人

全国社会福祉協議会
出版部

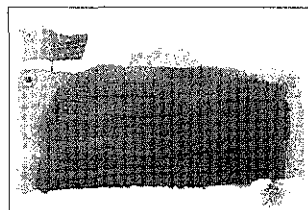
〒100-8980 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル
注文用FAX.03(3581)4686 TEL.03(3581)9511

注文用E-mail:zenshakyo-s@msc.biglobe.ne.jp

生活と福祉

No.554
May 2002

5



今月の表紙 「親子魚」

さとなかちえさん

(東京コロニーアートビリティ登録作品より)

アートビリティ(旧称:障害者アートバンク)は、これまでの障害者芸術運動とは異なり、障害者アーティストのもつ才能を活用することで、所得面を中心に社会参加を促そうという新しい試みです。

現在、登録作家約400名、登録作品数4,000点、使用点数約380点と年々その数は拡大してきています。

CONTENTS

巻頭言 共に創ろう 誇れる愛媛

愛媛県保健福祉部長 今井 春雄……………2

特集Ⅰ 平成14年度の生活保護

厚生労働省社会・援護局保護課

- 第58次生活保護基準の改定……………3
- 実施要領の改正……………3
- 医療扶助及び介護扶助の運営……………6
- 保護施設の整備運営について(保護施設通所事業の創設)……………7

特集Ⅱ 平成14年度における生活保護指導監査方針

厚生労働省社会・援護局監査指導課

- 生活保護指導監査方針……………13
- 保護施設に係る指導監査方針……………30

水 脈……………38

連載 《生活保護スーパービジョン基礎講座》—— 第5回
「アセスメント時」のスーパービジョン

明治学院大学社会学部助教授 新保 美香……………40

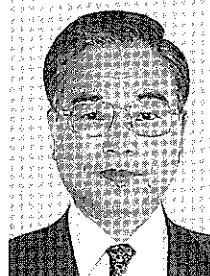
詰将棋・詰碁……………44

巻頭言

共に創ろう 誇れる愛媛

愛媛県保健福祉部長

今井 春雄
いまい はるお



わが国では、世界に例をみない速さで高齢化が進行しており、本県においても同様の傾向にあります。

このため、本格的な少子高齢社会と人口減少社会がもたらすさまざまな問題が現実のものとなりつつあります。

また、高速交通社会や高度情報通信社会の到来は、国内はもちろん、世界各地との時間距離や、情報量の格差を解消させる一方で、世界的規模での地域間競争をもたらし、私たちの経済活動や生活様式を大きく変貌させています。これらの変化に伴って、一人ひとりの価値観も多様化しています。

さらに、自然環境の大切さも改めて見直されており、地球的な視点に立った環境保全や循環社会構築への取り組みが、強く求められています。

まさに今、時代の転換期を迎えているといえます。

このような状況のなか、愛媛県では、二十一世紀の新しい時代において、県民の愛媛への思いや夢を実現し、住むことを誇りに思えるふるさとを創るために、平成十二年に、「共に創ろう 誇れる愛媛」

を基本理念とする「第五次愛媛県長期計画 新しい愛媛づくり指針」を策定しました。

この指針は、二〇一〇年を目標年次に、二十一世紀初頭における愛媛づくりの新しいビジョンを示したもので、県民の積極的な参加により、推進するものです。

保健福祉の分野では、県民がともに助け合い、健やかな人生が過ごれる「愛媛」をつくるために、各種施策が計画されています。

特に、平成十四年度については、子育て支援の一環として、乳幼児の医療費の助成対象を就学前児童にまで拡大するほか、認可外保育施設での延長保育等への支援などが盛り込まれており、子どもを育てながら仕事が続けられる環境整備を行います。

本県ではこれからも、これらの施策を鋭意進める所存でありますが、全国の福祉に携わる方々のさまざまなご意見をいただければ幸いです。

最後になりましたが、平成十三年二月のハワイ沖での「えひめ丸」事故、および同年三月の芸予地震と、愛媛県にとりまして、昨年は多難な年でありましたが、全国の皆様方から、あたたかいご支援を賜り、心を強くいたしました。

誌面をお借りして、心より厚くお礼申し上げます。

特集Ⅰ

平成十四年度の生活保護

厚生労働省社会・援護局保護課

第五十八次生活保護基準の改定

平成十四年度の生活保護基準の改定概要は「別紙1」のとおりであるが、この改定の考え方について以下説明することとしたい。

一 生活扶助基準

生活扶助基準は、従来より、最低生活水準が、国民の消費水準との比較における相対的なものであるという認識から、当該年度に予想される国民の消費動向を踏まえて改定している。

平成十四年度においては、国民の消費動向や社会経済情勢を総合的に勘案し、据え置くこととしたものである（「別紙2」参照）。

二 その他の扶助基準

(1) 住宅扶助基準

住宅扶助基準のうち、家賃・間

代等については、一般基準で賄えないような場合、別途各都道府県並びに指定都市及び中核市ごとに、厚生労働大臣が別に定める額の範囲内の額とすることとなっているが、平成十四年度においてもこの厚生労働大臣が別に定める額について所要の改善を行った。

(2) 葬祭扶助基準

葬祭扶助基準については、実態料金等を勘案し、所要の改善を行った。

(3) その他

生業扶助基準のうち技能修得費については、当該消費者物価の上昇率を勘案し改善を行った。

三 最低生活保障

被保護者に保障される最低生活保障水準は、被保護者世帯の家族

構成、世帯員の年齢、居住地等により基準額に違いはあるが、いくつかの世帯を想定して平成十四年度の最低生活保障水準を例示すると「別紙3」のとおりである。

なお、ここで示す額は、一般的な基準について計上したものであり、この他に必要に応じて、学校給食費の実費、通学のための交通費等が加算されること、及び家賃等が例示されている金額以下の場合、その実額が適用されること

等に留意する必要がある。また、

就労収入のある場合には、収入に応じた控除額が実質的に手元に残ることになり、したがって、現実に消費し得る水準は控除額を含めた水準となる。控除額の目安として一例をあげると、一級地で就労収入が、十一万一千九百四十円（東京都最低賃金日額の二十日分相当）の場合で、二万三千八百円が収入から控除される。

実施要領の改正

第五十八次生活保護基準の改正とともに、保護の実施要領の一部改正が行われ、平成十四年四月一日から適用されることとなった。改正の概要は次のとおりである。

一 保護施設通所事業の取り扱い

平成十四年度から「保護施設通

所事業」が創設されたことに伴い、以下のとおり、所要の改正を行った。

・ 保護施設に入所していた者が退所し、引き続き保護施設通所事業を利用する場合の保護の実施責任について、当該通所事業を利用しての間（ただし、事

業開始後一年間に限る。は、施設入所中の保護の実施機関が引き続き実施責任を負うこととした。(局第二の五)

・更生施設の通所事業を利用している者についても、救護施設の通所事業と同様の要否判定を行うこととした。(局第八の二の(5)のイ)

・保護施設通所事業を利用して、いる者の訪問頻度を入院入所者と同様に、年一回以上訪問すればよいこととした。(局第一〇の一の(2)のイの(イ))

〈解説〉

平成十四年度から、従来「救護施設通所事業」及び「救護施設退所者等自立生活援助事業」として実施してきた二事業が「保護施設通所事業」として実施されることに伴い、保護の実施要領においても関係箇所の改正を行ったものである。

(1) 保護の実施責任

保護施設通所事業を利用するにあたっては、施設に入所する場合と同様に保護の実施機関が措置することとなる。保護施設に入所し

ていた者が退所し、引き続き通所事業を利用する場合には、入所の措置を行った保護の実施機関が通所の措置も行うこととなることから、保護の実施責任についても、通所事業を利用している間、施設入所前の居住地又は現在地を管轄する福祉事務所において負うこととした。この場合、通所事業の利用が終わったとき、または事業開始後一年を経過したときには、居住地を所管する福祉事務所が保護の実施責任を負うこととなるので留意願いたい。

なお、居宅で生活している被保護者が保護施設通所事業を利用する場合には、引き続き居住地を所管する福祉事務所が保護の実施責任を負うこととなる。

(2) 要否判定

保護の実施要領において、救護施設が行う通所事業を利用している者の保護施設事務費の支出額の決定に係る要否判定が規定されている。平成十四年度より通所事業を実施できる施設が救護施設及び更生施設となることから、更生施設の通所事業を利用している者につ

いても、救護施設の通所事業と同様の要否判定を行うこととした。

(3) 訪問調査

保護施設通所事業の利用者は、居宅で生活していることから、定期的な訪問調査活動を行わなければならないこととなっているが、

① 必要な生活指導については、施設入所と同様に、施設に通所している場合には施設で行われていること

② 施設入所後引き続き通所事業を利用する場合の実施責任は、施設入所前の居住地又は現在地が負うこととなっており、施設所在地から離れた福祉事務所が実施責任を負っている場合、通常の訪問活動は物理的に困難であることから、通所事業を利用している者の訪問頻度を入院入所者と同様に、年一回以上訪問すればよいこととした。

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の施行に伴う保護の実施責任の取り扱い

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」により

婦人相談所が行う一時保護所又は婦人相談所から委託を受けて一時保護を行う民間シェルター等に入所している者の保護の実施責任は、当該施設所在地を所管する保護の実施機関が負うこととした(現在地保護)。(局第二の一の(4))

〈解説〉

平成十四年四月一日より「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(以下「DV法」という。)が完全に施行され、これに伴い配偶者暴力相談支援センター、民間シェルター等がDV被害に遭われた方の保護のために制度化されたことから、これらの施設において一時保護される場合の生活保護の実施責任を整理した。

なお、施設所在地において現在地保護とした理由については、以下のとおりである。

① 居住地とは、世帯の生計の本拠となる場所のことであり、具体的には居住事実の継続性・期待性がある住居のある場所をいうが、一時保護所については、緊急避難的に一時的に滞在しているに過ぎず、居住事実の継続

性・期待性があるとはいえないこと

② DV法において、婦人相談所その他の適切な施設に配偶者暴力相談支援センターの機能を果たさせることになるが、現行婦人相談所の一時保護所の実施責任が施設所在地においての現在地保護であり、整合性を図る必要があること

また、民間シェルターについても、配偶者暴力相談支援センターが行う一時保護の委託を受けるものであり、保護の実施責任については配偶者暴力相談支援センターとの整合性を図る必要があること

三 介護保険の第1号被保険者である被保護者が死亡したときの介護保険料加算の取り扱い

介護保険料の納付月前に介護保険の第1号被保険者である被保護者が亡くなり、介護保険の保険者から当該被保護者の配偶者又は当該世帯の世帯主に対し、亡くなった月の前月までの保険料を請求された場合には、これらの配偶者等

に対し介護保険料加算を認定することとした。(課第四の七六)

〔解説〕

介護保険料加算は、通常、介護保険の第1号被保険者本人に認定されるものである。しかしながら、介護保険法において、配偶者等にも第1号被保険者と同様の納付義務が課せられており、既に死亡した者に対する介護保険料ではあるが、配偶者等自身の需要であるといえることから、その需要を賄うため介護保険料加算を認定することとする。

四 家具什器費の取り扱い

冷蔵庫、電子レンジ等の保護受給中に保有が容認される物品を保護開始時等に保有していなければ、一時扶助の支給基準に該当するか否かを個々の世帯の状況に応じて判断し、必要性及び緊急性が認められる場合には家具什器費を認定して差し支えないことを明示した。(別冊問答の新設：36頁参照)

〔解説〕

家具什器費の取扱いについては、支給を品目によって無条件に認め

ていたり、一律に支給しないといった運用が行われている実態があることから、家具什器費の認定に当たっては、最低生活に必要な不可欠な物品であって、かつそれらの物品を支給しなければならぬ緊急やむを得ない場合に限り臨時的に認定するものであることを入念的に示すこととしたものである。

五 敷金の取り扱い

被保護者が社会福祉施設以外の施設から退所する場合に敷金を支給できる根拠を明確にした。(課第四の三〇及び別冊問答の新設)

六 技能修得費の特別基準額の改正

技能修得費の特別基準支給限度額について、一〇万三千円を二〇万五千円に、二万三千元を三万八千元にそれぞれ引き上げた。(局第六の八の(2)のウ、力及び課第四の四〇)

七 収入申告の取扱い

実施機関において就労可能と判断される者については、就労収入の有無にかかわらず、毎月収入の

申告を求めることとした。(課第六の五五、別冊問答三〇六の削除及び別冊問答の新設)

〔解説〕

生活保護法第四条において、「利用し得る資産、能力その他あらゆるものを」を活用することが規定されており、就労可能な被保護者は、稼働能力の十分な活用を図ることが求められる。保護の実施機関は、これらの者の収入及び就労状況を的確に把握し、その者の自立助長を図るため、適切な指導を行う必要がある。

このような観点から、就労可能な被保護者に対し、就労状況及び求職状況の申告を毎月求めることとし、別途「就労可能な被保護者の就労及び求職状況の把握について」(平成十四年三月二十九日社援発第0329024号厚生労働省社会・援護局長通知)を通知するとともに、保護の実施要領においても改正を行った。保護の実施機関においては、これらの者の就労・求職状況を組織的に把握及び管理することにより、これらの者に対し増収指導、就労指導等適切な指

導を行われたい。

なお、収入申告については、毎月求めることとなるが、収入認定の時期については、従来どおりであり、変更する必要はないので留意願いたい。

八 訪問調査の趣旨及び訪問頻度

訪問調査の趣旨を明確にするとともに、居宅で生活している被保護者に対する家庭訪問の訪問月の指定及び収入調査のための訪問調査の規定を削除した。(局第一〇の一)

〈解説〉

訪問調査の趣旨について、単に生活状況の調査及び把握にとどまらず、把握した生活状況等を基に世帯の処遇に反映させたり、必要な指導援助を行うためであることを明確にした。

また、定期的に行われる家庭訪問については、調査月を一月及び十月と指定していたが、必ずしも一月及び十月に限定する必要はなく、それぞれの世帯の状況に応じて訪問すればよいことから、この規定を削除したものである。

なお、これにより既に現在行われている訪問調査活動を変更し、年二回訪問すれば足りるというものではなく、各実施機関において

医療扶助及び介護扶助の運営

一 医療扶助及び介護扶助の適正運営

低迷する景気動向の影響や高齢

化社会の進展などにより被保護者数が増加するのに伴い、医療扶助受給者数も著しく増加し、平成十三年十一月現在で約九十三万九千人となっている。また、医療扶助

費についても増加し、平成十二年度で約一兆七百七億円となっている等生活保護制度において、医療扶助の適正な運用がもっとも重要な課題とされていることから、あらためて医療扶助の適正な運営について周知徹底を図ったところである。

また、介護扶助については、介護保険制度の定着とともにその受給者数は着実に増加し、平成十三年十一月現在で約八万七千人となっており、今後はその適正な運営

は、訪問の趣旨を踏まえ、その世帯の状況に応じた必要な訪問調査活動を行われたい。

が求められることとなる。

二 医療扶助及び介護扶助運営要領の改正

今般、医療扶助及び介護扶助関係通知の改正が行われたところであるが、その主な改正内容は次のとおりであるので、取扱いに留意願いたい。

① 医療要否意見書及び(老人)訪問看護要否意見書の様式の一部を改正したこと(医運様式第十三号及び十七号)。

〈解説〉

医療要否意見書について、複数の診療科がある医療機関においては、医療機関名等とともに「診療科名」を記載することとした。これは、どの診療科における意見なのか不明確なケースがあるためである。

また、(老人)訪問看護要否意見書

について、記載方法を「月単位」から「週単位」に変更した。これは、健康保険法等において訪問看護の利用が週三日を限度とされている(主治医の判断等により週四回以上利用することも可能)ことから、福祉事務所における必要性の検討が容易にできるようにするとともに、主治医が記載し易いようにするためである。

② 療養病棟等に百八十日を超えて入院している患者で厚生労働大臣が別に定める患者に該当しない者のうち、いかなる方法によっても退院後の受入先が確保できない者であつて、真にやむを得ないと判断された者について、受入先が確保されるまでの間、例外的に当該患者に係る入院基本料を医療扶助により支給して差しつかえないこととしたこと。(局第3の4の⑤)

〈解説〉

平成十四年度の診療報酬改定において、入院医療の必要性は低いが、患者側の事情により長期にわたり入院している患者の退院促進及び医療保険と介護保険の機能分化の促進を図るため、療養病棟等

に百八十日を超えて入院している患者（健康保険法第四十三条第二項の規定に基づき厚生労働大臣の定める療養（平成六年厚生省告示第二三六号）第十二号に規定する厚生労働大臣が定める状態等にある者（以下「厚生労働大臣が定める状態等にある者」という。）を除く。）に係る入院基本料等を特定療養費化することとされたところである。

生活保護においては、特定療養費制度の趣旨にかんがみ、生活保護法による指定医療機関及び医療保護施設（以下「指定医療機関等」という。）については特定療養費の支給に係る診療方針及び診療報酬を適用しないことが前提とされているため、該当する被保護入院患者については、速やかに退院後の受入先を確保し、百八十日を経過するまでに退院することとなる。

しかしながら、退院を希望していても、保証人がいないために住居が確保できない場合や介護保険施設への入所を希望しているがどの施設も満床のために入所できない場合などいかなる方法によって

も退院後の受入先が確保できない者であって、真にやむを得ないと判断されるものについては、例外的な対応として、退院後の受入先が確保されるまでの間、当該被保護入院患者に係る入院基本料相当額を医療扶助により支給することとしたこと。

③ 遠近両用眼鏡の給付限度額を明確にしたこと（課問十七）。

〈解説〉

治療材料により眼鏡を給付する場合の費用は、医運第三の六の(3)のイの(ア)の規定により、身体障害者福祉法の規定に基づく補装具の種類、受託報酬の額等に関する基準（昭和四十八年六月厚生省告示第七十一号）の別表又は児童福祉法の規定に基づく補装具の種類、受託報酬の額等に関する基準（昭和四十八年六月厚生省告示第七十七号）の別表に定める額の百分の百三に相当する額を限度とすることとされているが、遠近両用眼鏡を給付する場合の限度額について明確でなかったため、今般、あらためて明記したものである。

④ 介護保険施設に入所している介護保険の被保険者である被保護者であって食費に係る本人支払額が生じた者（以下「食費単給者」という。）について、食費に係る自己負担のみを扶助する場合においても公費請求することが可能になったこと（介連第5の2の(2)の(エ)）。

〈解説〉

介護保険施設入所者のうち、食費単給者について、従前、国民健康保険団体連合会（以下「国保連」

保護施設の整備運営について （保護施設通所事業の創設）

一 保護施設を取り巻く状況

(1) 救護施設又は更生施設は、心身に障害等があるため、日常生活を営むことが困難な者や養護及び生活指導が必要な者を入所させて生活の扶助を行うことを目的とする施設です。近年では、高齢者や精神障害者などの方々が多数生活する混合による入所形態を呈しており、さらに単一な障害を有する方々を対象とする他制度の施設では受け入れが困難な重複障害者の

という）におけるシステムの関係上、当該者に係る食事標準負担の一部だけを公費請求することができなかったため、福祉事務所が直接食費単給者に対し金銭給付することとしていたが、今般、国保連のシステムが修正され、食費に係る自己負担だけを扶助する場合においても国保連に対し公費請求することが可能となり、福祉事務所が金銭給付する必要がなくなったこと。

入所も年々増加しています。

(2) また、救護施設又は更生施設といった入所施設では恒常的に定員超過の状況にあり、入所にかかる待機者も多数にのぼっています。さらに入所者が自宅で自立生活を送るための機能が十分とは言えず、自立助長のための有効な手段がないことなどから、長期間にわたる入所が見受けられます。

二 保護施設における従来の取組

(1) 保護施設のうち、特に救護施設

〔別紙1〕 平成14年度生活保護基準改定の概要

(1級地-1)

	第57次 (13年4月1日)	第58次 (14年4月1日)	備 考
	円	円	【標準3人世帯基準額】 33歳男、29歳女、4歳子 冬季加算(VI区×5/12)を 含めた額を10円単位で 表示
1 生活扶助基準			
(1) 居宅(1類+2類) 標準3人世帯	163,970	前年度同額	
(2) 期末一時扶助費(居宅)	14,340	前年度同額	
【加算等】			
妊産婦加算(妊娠6カ月以上)	13,970	前年度同額	
老齢加算			
70歳以上			
(居 宅)	18,090	前年度同額	
(入院・入所)	15,060	〃	
母子加算			
(居 宅)	23,520	前年度同額	
(入院・入所)	19,600	〃	
障害者加算			
障害等級1・2級			
(居 宅)	27,140	前年度同額	
(入院・入所)	22,580	〃	
重度障害者加算	14,610	〃	
重度障害者家族介護料	12,250	〃	
重度障害者他人介護料	72,200以内	〃	
介護施設入所者加算	10,000以内	前年度同額	
在宅患者加算	13,440	前年度同額	
放射線障害者加算			
負傷又は疾病の状態にある者	43,290	前年度同額	
負傷又は疾病の状態に該当し なくなった者	21,650	〃	
児童養育加算			
第1子、第2子	5,000	前年度同額	
第3子以降1人	10,000	〃	
介護保険料加算	保険料の実費	保険料の実費	
人工栄養費	12,060	前年度同額	
入院患者日用品費	23,410以内	前年度同額	
介護施設入所者基本生活費	10,000以内	前年度同額	
入学準備金			
小 学 校	39,500以内	前年度同額	
中 学 校	46,100以内	〃	
2 住宅扶助基準			
(1) 家賃間代等	13,000以内	前年度同額	
(2) 住宅維持費	年額121,000以内	〃	
3 教育扶助基準			
小 学 校	2,150	前年度同額	
中 学 校	4,180	〃	
4 出産扶助基準			
居 宅	193,000以内	前年度同額	
施 設	149,000以内 +入院料	〃	
5 生業扶助基準			
(1) 生 業 費	45,000以内	前年度同額	
(2) 技能修得費	62,000以内	63,000以内	
(3) 就職支度費	31,000以内	前年度同額	
6 葬祭扶助基準	179,000以内	189,000以内	大人の基準額
7 勤 労 控 除			
(1) 基礎控除(上限額)	限度額33,560	前年度同額	
(2) 特別控除	年額152,600以内	〃	
(3) 新規就労控除	10,600	〃	
(4) 未成年者控除	11,700	〃	
(5) 不安定就労控除	8,000	〃	

〔別紙2〕 平成14年度生活扶助基準（月額）

標準3人世帯【33歳男・29歳女・4歳子】

級地区分	格 差	平成13年度	平成14年度	改定率
1級地－1	100.0	163,970 円	前年度同額	据置
1級地－2	95.5	156,590	〃	
2級地－1	91.0	149,200	〃	
2級地－2	86.5	141,830	〃	
3級地－1	82.0	134,460	〃	
3級地－2	77.5	127,080	〃	

（注）冬季加算（Ⅵ区×5/12）を含めた額を10円単位で表示。

〔別紙3〕 最低生活保障水準（月額）の具体的事例

1. 標準3人世帯【33歳男、29歳女、4歳子】

	1級地－1	1級地－2	2級地－1	2級地－2	3級地－1	3級地－2
	円	円	円	円	円	円
世帯当たり最低生活費	181,970	174,590	167,200	159,830	147,460	140,080
生活扶助	163,970	156,590	149,200	141,830	134,460	127,080
第1類	108,070	103,200	98,340	93,470	88,630	83,760
第2類	55,900	53,390	50,860	48,360	45,830	43,320
児童養育加算	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
住宅扶助	13,000	13,000	13,000	13,000	8,000	8,000

（注）1 第2類は、冬季加算（Ⅵ区額×5/12）を含む。以下同じ。

2 就労収入のある場合には、収入に応じた額が勤労控除として控除されるため、現実消費し得る水準として、生活保護の基準額に控除額を加えた水準となる。以下同じ。

2. 夫婦子2人世帯【35歳男、30歳女、9歳子（小学生）、4歳子】

	1級地－1	1級地－2	2級地－1	2級地－2	3級地－1	3級地－2
	円	円	円	円	円	円
世帯当たり最低生活費	225,980	216,700	207,440	198,190	183,950	174,670
生活扶助	205,830	196,550	187,290	178,040	168,800	159,520
第1類	144,920	138,390	131,870	125,350	118,850	112,320
第2類	60,910	58,160	55,420	52,690	49,950	47,200
児童養育加算	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
教育扶助	2,150	2,150	2,150	2,150	2,150	2,150
住宅扶助	13,000	13,000	13,000	13,000	8,000	8,000

3. 老人2人世帯【72歳男、67歳女】

	1級地－1	1級地－2	2級地－1	2級地－2	3級地－1	3級地－2
	円	円	円	円	円	円
世帯当たり最低生活費	150,570	145,440	138,570	133,520	121,550	116,630
生活扶助	119,480	114,350	108,740	103,690	97,980	93,060
第1類	69,190	66,320	62,970	60,190	56,740	54,080
第2類	50,290	48,030	45,770	43,500	41,240	38,980
老 齡 加 算	18,090	18,090	16,830	16,830	15,570	15,570
住宅扶助	13,000	13,000	13,000	13,000	8,000	8,000

4. 老人1人世帯【70歳女】

	1級地－1	1級地－2	2級地－1	2級地－2	3級地－1	3級地－2
	円	円	円	円	円	円
世帯当たり最低生活費	108,990	105,730	100,730	97,560	87,460	84,400
生活扶助	77,900	74,640	70,900	67,730	63,890	60,830
第1類	32,690	31,460	29,750	28,620	26,810	25,790
第2類	45,210	43,180	41,150	39,110	37,080	35,040
老齢加算	18,090	18,090	16,830	16,830	15,570	15,570
住宅扶助	13,000	13,000	13,000	13,000	8,000	8,000

5. 母子3人世帯【30歳女、9歳子(小学生)、4歳子】

	1級地－1	1級地－2	2級地－1	2級地－2	3級地－1	3級地－2
	円	円	円	円	円	円
世帯当たり最低生活費	205,940	198,720	189,730	182,530	168,550	161,330
生活扶助	160,410	153,190	145,960	138,760	131,540	124,320
第1類	104,510	99,800	95,100	90,400	85,710	81,000
第2類	55,900	53,390	50,860	48,360	45,830	43,320
母子加算	25,380	25,380	23,620	23,620	21,860	21,860
児童養育加算	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
教育扶助	2,150	2,150	2,150	2,150	2,150	2,150
住宅扶助	13,000	13,000	13,000	13,000	8,000	8,000

6. 重度障害者を含む2人世帯【65歳女、25歳男(重度障害者)】

	1級地－1	1級地－2	2級地－1	2級地－2	3級地－1	3級地－2
	円	円	円	円	円	円
世帯当たり最低生活費	194,200	188,480	180,870	175,130	162,530	156,810
生活扶助	127,200	121,480	115,760	110,020	104,310	98,590
第1類	76,910	73,450	69,990	66,520	63,070	59,610
第2類	50,290	48,030	45,770	43,500	41,240	38,980
障害者加算	27,140	27,140	25,250	25,250	23,360	23,360
重度障害加算	14,610	14,610	14,610	14,610	14,610	14,610
重度障害者 家族介護料	12,250	12,250	12,250	12,250	12,250	12,250
住宅扶助	13,000	13,000	13,000	13,000	8,000	8,000

設では、平成元年度以降、居宅の被保護者等で退所後も社会適応能力が十分でなく指導訓練等が必要な者を施設に通所させることで自立を促進させる「救護施設通所事業」を実施してきました。

(2) さらに、平成六年度からは救護施設通所事業とは別に、居宅の被保護者が安定した自立生活を送るため、施設職員が訪問し各種相談等の援助を行う「救護施設退所者等自立生活援助事業」を実施してきました。

三 従来事業の問題点

従来の保護施設における取組については、既述のとおり救護施設通所事業及び救護施設退所者等自立生活援助事業の実施によって、施設退所した被保護者等を中心に居宅への自立促進を図ってきたところがあります。しかしながら、その目的が十分に達成できたとは言えず、現在でも自立促進の観点では大変厳しいものとなっています。その要因となる従来事業における問題点としては次のようなことが挙げられると考えています。

(1) 居宅生活への完全な自立に繋がる事例が少ないこと

現行の事業では自立の見込みが少ない対象者が利用していることが多く、事業内容や対象者の適否について評価するための体制が整備されていないことから、居宅において自立生活をしている者の事例が少ないのが現状です。

(2) 事業実施施設数が少なく、また拡大していないこと

平成十三年度の実施実績では、救護施設百七十八施設（平成十二年十月一日現在）のうち救護施設通所事業が十八施設、救護施設退所者等自立生活援助事業が十九施設にとどまっており、過去五年間でみると微増で推移しています。

(3) 施設から居宅へとといった一連の流れがないこと

現行の通所事業では、居宅の被保護者等を中心に施設に通所させて指導訓練等を行うため、施設から居宅へ自立促進を図るといった一連の流れが構築されていません。

四 保護施設通所事業の創設の経緯

(1) 現在、保護施設を取り巻く状

況は、既述のとおり、精神障害者、知的障害者及び身体障害者など各種障害を有する者の混在化や入所期間の長期化が進んでいます。

そのような状況の中で、保護施設の施設数については、近年ほぼ横ばい状態で、施設整備が進んでいないことなどから、救護施設や更生施設といった入所施設においては入所者が定員数を超過するといった状態が恒常化しています。

さらに、近年、主に精神障害者等で入院の必要はないが退院しても自立した日常生活が送れない者が入院している「社会的入院」が問題とされており、その解消策として、保護施設の活用により退院を促進させることが求められています。

(2) このため、保護施設入所者に対して、施設から居宅生活への効率的な自立促進を図りつつ、社会的入院をしている精神障害者等について、病院から保護施設へ、保護施設から居宅へ、という一連の流れを講ずる必要があります。

また、自立促進といった効果が確実に伴うよう、ある程度自立し

た生活が見込める者を重点的に対象者とした事業展開を図る必要もあります。

さらに、指導訓練内容等についても自立助長に向けて個々のニーズに合った内容とすべきところであります。例えば、従来、別々の事業として実施していた通所による訓練と居宅訪問による援助を利用者のニーズに応じて一体的に行うことで自立助長が図られるものと考えています。

(3) このようなことから、従来実施していた救護施設退所者等自立生活援助事業を組み替え、救護施設通所事業を拡充して、平成十四年度から新たに保護施設通所事業を創設したところです。

五 保護施設通所事業の概要

事業の実施については「保護施設通所事業実施要綱」（平成十四年三月二十九日社援発第0329030号、厚生労働省社会・援護局長通知）により細目を定めておりますが、その概要及び留意事項は次のとおりです。

(1) 事業の内容

保護施設通所事業は、利用者の自立促進を図るため、在宅の利用者を施設に通所させて、施設内において生活指導、生活訓練等又は就労指導、職業訓練等を行う「通所訓練」と、事業を実施している施設職員が居宅等へ訪問し生活指導等を行う「訪問指導」の一体的な実施により行うものです。なお、利用者は、個々の状況に応じて一方のみの利用も可能としています。通所訓練及び訪問指導における具体的な事業内容等については、従来実施している救護施設通所事業及び救護施設退所者等自立生活援助事業での事業内容に沿って行ってもかまいません。

(2) 利用期間の設定

事業対象者の利用期間は原則六カ月としています。居宅における自立した生活により有効である利用者については、期間の延長が可能であり、最大で一年間の利用期間の設定ができます。

自立の見込みがある者を重点的に本事業の対象とし、事業の効率的な運営からみて、自立に向けて確実性のある訓練計画に基づき、なるべく六カ月以内に居宅への自立が図れるよう目標設定をした上で実施していただきたいと考えております。

(3) 事業の流れ

本事業の実施に当たっては次のような手続きにより行うものとしています。

(事業者の決定)

事業の実施を希望している救護施設又は更生施設は、まず都道府県知事（指定都市市長及び中核市長を含む。以下同じ。）あてに任意の様式により作成した申請書を提出します。都道府県知事は当該申請書の提出があった場合には、実施要綱に掲げる内容等について

十分に審査し、施設の状況や事業内容等が適切と判断した場合に事業者として決定を行います。これまでの通所事業等の取扱から、円滑に事業が実施できるように施設を十分把握している都道府県知事が決定することにしました。

(事業対象者の選定)

都道府県知事の決定を受けた救護施設又は更生施設は、事業対象者の選定を行うことになります。

選定に当たっては、この通所事業を利用させたら有効に自立に繋がる者であるか否かが選定基準となりますが、選定については、会議等を経て組織的にその適否を判定し、その結果を踏まえ事業対象者の選定を行うこととなります。

具体的選定基準については、その方が居宅生活になじむか否かについても判断する必要があります。例えば、金銭管理能力や食生活、人間関係の構築が苦手かどうかなどが判断基準として考えられます。また、対象者を選定する際には、入所措置を行った保護の実施機関への相談や協議という方法で調整を行っていただきます。

なお、施設から事業対象者についての相談又は協議などを受けた保護の実施機関は、ケース診断会議等により、この事業を利用させるか否かについて組織的な判定をしていただき、この事業を利用させることがその方の自立助長にとって有効であると判断した場合に、は通所の措置を行うこととしております。

(事業の効果測定)

事業を実施する施設は、事業期間が終了するまでの間に事業対象者に係る効果測定を行うこととしています。効果測定の内容としては、対象者の選定の際に設定した目標と、事業終了までの間の利用者の状況の経過をみて、どのくらい達成できたかを確認し、その達成度を踏まえて期間経過後終了とするか延長とするかを判断することとなります。

なお、当該効果測定を行った施設はその結果について保護の実施機関へ報告し、保護の実施機関はその結果に基づき通所措置を終了させるか又は延長にするかをケース診断会議などに諮り組織的に決

定することとなっています。

六 経過措置について

今回新たに保護施設通所事業を創設するにあたり、平成十三年度において「救護施設通所事業」又は「救護施設退所者等自立生活援助事業」を実施していた施設については既に利用している方々に対する処遇に大きな影響を及ぼさな

いため、平成十四年度に限り、次のような経過措置を設けることとしています。

(1) 事業内容

保護施設通所事業は、通所訓練と訪問指導を一体的に運営することとしています。経過措置対象施設については、通所訓練又は訪問指導のどちらか一方のみの実施でも構いません。

(2) 被保護者の割合

利用者に占める被保護者の割合については「八割以上」を必要とするものとしていますが、これについては現行の要件である「五割以上」であっても実施することができます。

(3) 配置職員数

配置職員数については「三名以上」を配置することとしています

することができます。

(4) 利用定員数

利用定員数については、平成十三年度に承認している定員数でも実施できます。

(5) 事業対象者

事業対象者については、平成十三年度を利用している方々の継続利用が可能です。

特集Ⅱ

平成十四年度における生活保護指導監査方針

厚生労働省社会・援護局監査指導課

生活保護指導監査方針

平成十四年度の生活保護法施行事務監査については、本年三月四日及び三月六日に開催された社会・援護局主管課長会議、生活保護関係全国係長会議においてその概要を示すとともに、「生活保護法施行事務監査の実施について」の一部改正について（平成十四年三月二十九日付社援発第032913号

厚生労働省社会・援護局長通知、「指定医療機関に対する指導及び検査について」（平成十二年十月二十五日付社援発第2394号厚生省社会・援護局長通知）及び「指定介護機関に対する指導及び検査について」（平成十三年三月三十日付社援発第588号厚生労働省社会・援護局長通知）をもって具体的取

が、既配置職員数でも事業を実施を示したところであるが、その内容は以下のとおりである。

なお、生活保護法施行事務監査については、「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」（平成十一年法律第八十七号）により法定受託事務と位置づけられており、これらの通知については地方自治法第二百四十五条の九に定める処理基準として、既

に地方分権推進委員会において承認を受けているものである。

一 指導監査にあたっての基本方針

最近の保護動向を見ると、雇用情勢の悪化や高齢化等の進展により、引き続き増加傾向で推移しており、被保護人員は平成十三年九月現在で約百十四万人に達してい

る。

生活保護の対象は高齢者、傷病障害者世帯の要援護者が中心となっており、とりわけ高齢者世帯中でも単身世帯が増加している。

こうした中で、福祉事務所の実施体制について見ると、現業員の四分の一が毎年人事異動の対象とされ生活保護の現業経験のない者が増加しているほか、社会福祉主事の無資格者も増えている。また、現業員が標準的配置数に比して不足している福祉事務所が一割を超える状況にある。加えて、現業活動を指導、支援する査察指導員で現業経験を有しない者が全体の三割に達する等、福祉事務所の実施体制の強化が大きな課題となっている。

平成十三年度の国の指導監査結果から、ケースの事項別指摘状況を見ると、①訪問調査活動が十分なため被保護世帯の生活状況等が適切に把握されていない、②処遇方針がケースの実態に対応していない、③収入申告書等が適切に徴取されていない等の保護の決定実施上の基本的事項に問題が見ら

れるところにある。また、不正受給についても福祉事務所の取り組みにもかかわらず、依然として相当数発見されており、平成十二年度においては、五千六百十七件、約四十億円と増加を示しているところである。

指導監査はこのような現状を踏まえつつ、以下の事項に留意の上、その実施に当たること。

二 福祉事務所の指導監査における重点事項

平成十四年度における生活保護法施行事務監査に当たっては、「別紙一」「生活保護法施行事務監査事項（以下、「監査事項」という。）に基づき、特に以下の点に留意の上、実施することとされた。

なお、監査事項は、平成十三年度の指導監査結果、会計検査院による平成十二年度決算検査報告及び総務庁の行政監察改善措置状況調査等を踏まえ、改正することとした。

(1) 保護の適正実施の推進 ア 保護の相談時における

助言指導

面接相談に当たっては、制度の趣旨が正しく理解されるよう説明するとともに相談内容に応じた懇切丁寧な説明を行い、生活保護の権利、義務の周知の徹底を図るとともに、相談内容及びその結果については、所長等幹部職員が逐次点検する等、相談業務が担当者任せにならないよう指導すること。

また、生活困窮者に関する情報福祉事務所の窓口につながるよう生活保護制度の周知や民生委員、各種相談員との連携、保健福祉関係部局及び水道、電気の事業所等との連絡・連携体制づくりについても配慮すること。

イ 保護の申請・開始時調査の徹底

申請者から生活歴、家族構成、病状、収入、資産等について適正に申告させるとともに、調査に必要な同意書を徴取した上で金融機関、生命保険会社、社会保険事務所等への関係先調査を行い、また、病状把握及び扶養能力調査等、福祉事務所としての保護の要否についての調査を徹底するよう指導すること。

なお、保護申請前に転居してきた者については、前居住地の関係先照会等についても行うよう指導すること。

ウ 保護受給中における受給要件の確保と指導援助の推進

(ア) 資産及び収入の把握

収入、資産等の関係先調査は、従前より重点事項として指導をお願いしてきたところであるが、今般、会計検査院による平成十二年度決算検査報告では、年金の未申告、就労収入の未申告及び過少申告により九都県市で生活保護費負担金の経理が不当とされ、二十九ケースで一億三百万円の不当支出の指摘を受けたところである。また、総務庁の平成八年の生活保護に関する勧告の改善状況を調査した行政監察改善措置状況調査では、①扶養能力、収入、預貯金等に関する各種調査の的確な実施、②生活保護法第六十三条や法第七十八条の厳正な適用等について改善を行うよう指摘を受けたところである。

については、就労可能と判断さ

れた者については毎月、就労困難と判断された者については定期的収入申告書を提出するよう指導し、申告内容、挙証資料等の審査の徹底を図るとともに、必要に応じ勤務先等の関係先調査等を行い、適正な収入認定に努めるよう指導すること。

特に、次のような資産保有ケースについては、適切な関係先調査等に努めるよう指導すること。

①所有を容認し、処分価値が大きいと認められる不動産については、評価替えの時点に併せて評価額を的確に把握するよう指導すること。

②自動車の保有ケースについては、必要に応じ陸運支局等の関係先調査等により、的確に把握され、保有要件の審査が適切に行われるよう指導するとともに、保有が認められないケースについては、その処分指導の徹底を図るよう指導すること。

(イ) 扶養能力調査の徹底
扶養能力調査については、事務効率化の観点も踏まえ、世帯から転出した子や生別母子世帯

の前夫に対する調査を重点的に行うよう指導するとともに、調査は、扶養の可否を照会するにとどまらず世帯構成、職業等の生活実態及び収入、資産等を把握し、管内又は近隣市区町村に居住する場合には、実地に調査するよう指導すること。

また、居所が不明な場合には、官公署等への照会に基づき、所在の確認を行うよう指導すること。

(ウ) 処遇方針の樹立及び訪問調査活動等の推進
処遇方針は、現業員が当該ケースに対し、どのような指導援助を行っていくかの基本となるものであるが、処遇方針樹立の前提となる実態把握やその評価が不十分なため、処遇方針が形式的、画一的となりケースの実態と乖離する等処遇方針として適切でないものがみられる。

したがって、処遇方針は、まず訪問調査活動や病状把握等によりケースの生活実態や病状を十分に把握・検討した上で樹立するとともに、自立助長選定ケ

ースや処遇困難ケース等については、ケース診断会議での検討等、組織的な対応を進めるよう指導すること。

また、多様なニーズを抱える高齢者世帯等の処遇方針は個々のケースの実態及び介護保険制度等による介護サービスの活用等を踏まえた適切なものとなるよう指導すること。

訪問調査活動は、年度当初に計画した訪問予定を確実に実行することはもとより、訪問予定を漫然とこなすことなく、被保護世帯の状況変化に応じて随時訪問するとともに、調査の目的を十分認識して実施するよう指導すること。

特に、稼働年齢層の者に対する稼働能力の活用等に指導を要するケースについては訪問格付を高位に付け、訪問頻度を高める等の措置を講ずるよう指導すること。

なお、訪問時の不在が続く世帯については、不在理由等の確認及び民生委員等から生活状況等を聴取するとともに、訪問方

法を工夫する等して可能な限り家庭内面接を行い、生活実態の把握に努めるよう指導すること。

(エ) 稼働年齢層の者に対する指導の徹底

就労可能な保護者については、稼働能力の十分な活用が求められ、保護の実施機関は、これらの者の就労・求職状況を把握し、その者の自立助長を図るため、適正な指導を行う必要がある。

このことから、就労可能な被保護者に対しては毎月収入申告書を徴収し、また、就労していない者に対しては毎月求職活動状況申告書を徴収し、就労・求職状況管理台帳を作成の上、個々の被保護者の状況に応じた稼働能力の活用について適切な指導を行うこと。

なお、稼働年齢層の者で傷病を理由に未就労の者については、訪問による生活実態の把握、主治医訪問等による病状調査を行い、就労指導の可否について十分検討すること。その結果就労が可能な者に対しては、就労意欲の助長、生活習慣形成等への

指導援助の上、公共職業安定所への同行訪問等により、早期の自立助長のため、時期を逸することなく積極的な指導援助を行うよう指導すること。

また、稼働している場合であっても、病状等からみて、稼働能力を十分活用していないと認められる者に対しては、必要に応じ就労先等の関係先調査により就業実態を的確に把握の上、就労日数及び就労時間を増加させるよう指導するとともに、状況に応じ転職指導を行う等積極的な増収指導を行うよう指導すること。

なお、稼働能力がありながら就労指導に従わない者に対しては、法第二十七条に基づく文書指示を行うよう指導すること。

(オ) 不正受給防止対策の徹底

平成十二年度において不正受給として措置したものは、五千六百七十七件、約四十億円と増加している。不正受給の多くは稼働収入、各種年金・保険金収入、預貯金等の無申告又は過少申告によるものであるが、福祉事務

所の訪問調査による生活実態の把握、収入申告書の徴取及び申告内容の審査、課税調査等が不十分等の事由により生じた事例も少なくない。

については、収入申告内容に疑義のある場合は申告者に説明を求めるとともに、関係先調査等による内容審査を徹底するよう指導すること。

また、課税担当課との連携のもとに全ケース一斉点検による課税調査を実施し、調査結果と収入申告の内容との照合を行うとともに、その後の処理状況を適正に把握するよう指導すること。さらに、各種年金等についてはその受給権の有無及び受給状況を被保護者からの聞き取り及び年金担当課等への照会等により適切に把握するよう指導すること。

不正受給を発見した場合には、発見時点における収入の遡及調査（原則として五年）、預貯金等の関係先調査の実施を行う等、不正受給を行ったケースに対して厳正な対応で臨むよう指導す

ること。

(2) 要援護世帯に対する指導援助の充実

高齢者、傷病・障害者等要援護世帯が被保護世帯の八割以上を占めているが、これらの世帯の需要は多岐多様にわたっている。

については、的確な指導援助を確保する観点から、その世帯の需要を的確に把握し、要援護世帯のニーズに応じ、次のような各種保健福祉施策等の活用を図るよう指導すること。

ア 高齢者等がいる世帯について、介護保険制度等による介護サービスの活用

イ 傷病、障害者世帯について、ホームヘルプサービス事業、デイサービス事業及び社会福祉施策等の活用

(3) 医療扶助の適正運営の確保

ア 被保護世帯の大部分が医療扶助を受給しており、これらのケースの処遇に当たっては病状等を的確に把握する必要がある。このため必要に応じて主治医及び嘱託医の意見を聴取し適切な処遇方針を策定するよう指導すること。

イ 現業員が被保護者の病状等を把握するために、レセプトを常時活用し得る状態を確保した上で、在宅での療養の実態を把握し、生活指導、就労指導又は療養指導の徹底を図るよう指導すること。

ウ 医療費の適正な支払いのため、内容点検等のレセプト点検を全ケース実施し、過誤の認められるレセプトについては、遅滞なく過誤調整を行うとともに、診療内容等に疑義が生じた場合には、嘱託医への協議等を指導すること。

エ 頻回受給者に対する適正受診指導については、主治医訪問や嘱託医協議の上、具体的な処遇方針を定め、被保護者に対する指導援助が適切に行われるよう指導すること。

オ 入院日数が百八十日を越えて入院している患者に対する医療扶助の例外的な給付については、受入先の確保のための被保護者に対する指導援助及び給付に係る事務手続きが適切に行われるよう指導すること。

(4) 介護扶助の適正運営の確保
介護扶助の内容について十分に

理解し、保護の決定及び実施に支障が生じることなく、適切に運営されるよう指導すること。

要介護又は要支援の状態にある要保護者で、介護サービスの利用により生活の向上が期待できると思われる者に対しては、その活用を図るとともに利用の手続きについても適切な指導を行うこと。

(5) 組織的な運営管理の推進 ア 実施体制の確保

(ア) 適正な職員配置についての指導

ケースの処遇及び事務処理等に支障をきたさないよう査察指導員、現業員等の適正な職員配置について指導するとともに、相談業務についても、経験豊富な担当者を配置し、要保護者が必要とする援助や情報的確に提供できる体制を確保するよう指導すること。

特に、生活保護の適正実施を確保するため、被保護者が増加傾向にある福祉事務所においては、査察指導員、現業員が不足することのないよう、保護動向を踏まえた職員配置について配

慮するよう指導すること。

(イ) 職員の職務能力の維持 向上のための指導援助

福祉事務所においては、毎年の人事異動で現業経験の浅い職員や現業経験の維持向上を図ることは、生活保護の適正な運営を確保する上で極めて重要な課題となっている。

このため、本庁においては、新任現業員に対する基礎的な研修や現業経験のない査察指導員に対する研修を実施するとともに、福祉事務所における職場内研修の実施や各種研修への積極的な参加等を指導する等、関係職員の職務能力維持向上のための指導を行うこと。

また、生活保護の適正な運営を確保する観点から、社会福祉主事資格のない者にあつては、主事資格の取得について配慮するよう指導すること。

イ 計画的な運営管理の推進

都道府県・指定都市本庁においては、毎年度、管内の保護動向や前年度の監査指摘事項等を踏まえ、管内福祉事務所を具体的に指導す

る指針を作成し、これを福祉事務所に示すこと。その上で、各福祉事務所は当該指針を踏まえ、事務所として取り組むべき問題点、対処方針等を具体的に盛り込んだ運営方針及び事業計画を策定し、これに向けて全職員が一体となって組織的に取り組むよう指導すること。

また、個別ケース検討を通して、福祉事務所が抱える問題点を把握し、その問題点の是正改善を指示するとともに、問題事項に応じ自主的内部点検事業等により、積極的に改善に取り組むよう指導すること。

なお、処遇困難ケース等については、ケース診断会議を積極的に活用する等して、幹部職員、査察指導員、現業員等全職員が一体となつて、問題解決に取り組む体制を確保するよう指導すること。

ウ 査察指導機能の充実

査察指導機能が十分発揮されていない福祉事務所の実態をみると、業務の進行管理が十分行われていないことから、現業活動が現業員任せとなり、長期間訪問が行われないケースが生じたり、年金等の

申請手続きの遅れ等保護の決定実施の基本的な面に各種の問題点が生じることとなる。

については、本庁において「査察指導台帳」の作成等を盛り込んだ査察指導員業務マニュアルを策定する等して、査察指導員が個々のケースの状況を掌握し、特に訪問計画の策定及び訪問調査活動の実施については必ず関与するとともに、確立について指導すること。

三 都道府県・指定都市本庁の指導監査の実施について

具体的に検討し、必要は是正改善の措置を講ずるとともに、これらの検討過程を通じて関係職員の職務能力の向上を図り、さらには福祉事務所の組織的な活動を助長するという、生活保護行政の適正かつ効率的な運営を確保するため重要な役割を担っている。

については、本庁の指導監査の実施にあたっては、次の観点を踏まえ、効果的な指導監査に努められたい。

(1) 組織的運営体制の整備について

ア 本庁の指導監査担当職員においても、人事異動等により生活保護実務経験が浅いか又は全くない職員が増加しており、福祉事務所の実施体制の現状を鑑みれば、本庁の体制強化は緊急の課題となっている等、その職務能力の向上に努めること。

イ 本庁の行う指導監査の実効性を確保するためには、指導監査担当職員相互が管内福祉事務所が抱える問題点や課題について十分に検討するとともに、意思疎通を図り共通認識のもとに指導監査に当たることが重要である。

そのために、監査の事前検討、復命会の実施等による監査結果の分析、是正改善の指示、今後の指導方針の策定等の一連の過程において、幹部職員を含めた組織的な協議・検討を行うとともに、特に管内被保護世帯の大半を占める大規模な福祉事務所や多くの問題を抱える福祉事務所に対しては、幹部職員が自ら率先してその指導監査に当たること。

(2) 福祉事務所の課題に応じた的確な指導監査の実施について

本庁においては指導監査の実施要綱を定めるとともに、各福祉事務所の過去の監査結果、是正改善状況、保護動向等を踏まえて指導監査の実施計画を策定すること。

このため各福祉事務所毎の「指導台帳」を整備すること。また、指導監査の実施に当たっては、単に個別ケースの取扱の適否のみでなく、福祉事務所の抱える問題点に応じて、組織的運営体制に関わる事項、本庁の示した標準的基準の実施状況等制度運営の一般的な状況にわたり、必要な確認と指導を行うことにより指導監査の実効を期すること。

(3) 指導監査結果に基づき是正改善指示について

指導監査の結果判明した問題点の解決のためには、関係職員全てが福祉事務所の抱える問題点や現状を十分認識し、事務処理の円滑化のための体制づくり、実施体制の整備等問題解決に向けて組織をあげての取組を行う必要がある。

監査結果の問題点等については、福祉事務所職員との研究協議の場を設ける等共通の問題意識を持つ

とともに、理解を深めるような工夫を行うこと。

また、福祉事務所に対する指導監査結果の是正改善の指示は、個別ケースの指摘のみに止まらず、問題発生要因を明らかにし具体的な改善方を指示することにより、その実効を期すること。また、改善措置の進捗状況について確認監査や巡回指導等により把握し、継続的な改善指導を行うこと。

さらに、所長等幹部職員に対しては、生活保護運営上の問題の所在を十分認識し効率的に組織的な改善が図れるよう指導の徹底を図ること。

(4) 小規模福祉事務所に対する指導上の配慮について

被保護世帯数が二百世帯以下のいわゆる小規模福祉事務所が全国の福祉事務所の約四割を占める状況にあり、これら福祉事務所においては、毎年の人事異動により大半が経験の浅い職員となることに加え、事務処理が現業員任せになる等、生活保護制度の運営に何らかの問題を生じかねない現状にある。については、個々の職員の執務能

力の向上に加え、組織的な業務運営を確保するための具体的な方策について指導するとともに、本庁による実務中心の研修会の開催や巡回指導を行う等、適切な指導を行うこと。

四 都道府県・指定都市本庁に対する指導監査について

国が行う指導監査は、本庁が行う各福祉事務所に対する指導監査の実施状況を確認し、その指導を行ういわゆる「後見的監査」の見地から実施するものであり、本年度においては、「別紙2」「都道府県・指定都市本庁に対する指導監査の主眼事項及び着眼点」に基づき行うこととしているので了知願いたい。

五 不祥事の発生防止について

近時、福祉事務所職員が保護費を着服する不祥事が発生しているが、このようなことは、生活保護制度そのものや福祉事務所に対する信用を著しく失墜させるものであり、あってはならないことである。については、従前にも増して、次

の点に留意の上、管内福祉事務所

に対して研修、指導監査等を通じ
必要な指導を徹底し、不祥事発生
の未然防止に万全を期されたい。

(1) 保護の開始、変更、一時扶助
等の臨時的経費の支出及び費用の
返還・徴収等の決定に伴う審査及
び点検は不正を未然に防止する仕
組みとし、内部相互けん制機能が
十分発揮されるよう組織機構上の
審査体制を確立すること。

(2) 保護金品の支給、返還金の徴
収等金銭の出納に関わる事務処理
は、現業部門と区分し、庶務係又
は経理係が行うこととし、現業員
等は「一切現金を扱わないこと」
を徹底すること。

(3) 経理状況の点検（金銭の取扱
いが複数の職員によりチェックさ
れる体制の確立等を含め定期又は
随時に行う関係帳簿との照合等）
を自主的内部点検として実施する
こと。

(4) 査察指導員が個別ケースを直
接担当しないこと。

(5) 各福祉事務所において、所内
の研修・会議等を通じ不祥事発生
の防止について意識の喚起に努め

ること。

六 指定医療機関に対する指導 及び検査について

指定医療機関に対する個別指導
及び検査に当たっては、知事決定
や管内福祉事務所に対する指導監
査等を通じて把握した医療扶助運
営上の問題点、指定医療機関ごと
の医療給付等の傾向等を踏まえ、
「別紙3」「都道府県・指定都市・
中核市が行う指定医療機関に対す
る個別指導の主眼事項及び着眼点
に基づき実施すること。

なお、近年、指定医療機関によ
る診療報酬の不正請求等が発生し
ているので、不正又は不当な診療
報酬の請求を行った医療機関に対
しては、厳正に対処する等医療扶
助の一層の適正実施に努めるとと
もに、指導の強化を図るため、医
療保険等各制度との連携を図り、
不正請求等の疑いに関する情報交
換や状況に応じて合同による指導
及び検査を実施すること。

七 指定介護機関に対する指導 及び検査について

指導監査等を通じて把握した介
護扶助運営上の問題点、指定介護
機関ごとの介護給付等の傾向等を
踏まえ、「別紙4」「都道府県・指定
都市・中核市が行う指定介護機関
に対する個別指導の主眼事項及び
着眼点」に基づき実施すること。

「別紙1」生活保護法施行事務監査事項

主眼事項	着 眼 点
1 保護の適 正実施の推 進 (1) 保護の相 談、申請、 開始段階に おける助言、 指導及び調 査の徹底	1 面接相談時における適切な対応と事務処理 (1) 保護の受給要件等制度の趣旨は、要保護者に正しく理解さ れるよう十分説明され、相談内容に応じた懇切丁寧な対応が 行われているか。 (2) 保護の開始時に「保護のしおり」の配布等により、法律に 定める権利、義務の周知徹底は図られているか。 (3) 生活歴、職歴、病歴、家庭環境、地域との関係等は的確に 把握されているか。 (4) 他法他施策活用についての助言、指導は、適切に行われて いるか。 (5) 生活困窮者に関する情報が福祉事務所の窓口につながるよ う生活保護制度の周知や民生委員、各種相談員との連携、保 健福祉関係部局及び水道、電気の事業所等との連絡・連携体 制がとられているか。 (6) 相談内容、指導結果が面接記録票等に記録され、所長等幹 部職員まで決裁されているか。 (7) 保護申請書の処理及び保護金品の支給は迅速に行われてい るか。 2 保護開始時における調査の徹底 ア 資産等の把握状況 イ 保護の申請書、資産申告書（不動産、預貯金、生命保険、 自動車等）及び収入申告書（稼働収入、年金等）の内容は、挙

証資料等に基づき十分審査されているか。

また、生活圏内の関係先(金融機関、保険会社、社会保険事務所等)調査等によつて十分に検証、確認されているか。

保護申請前に転居してきた者については、前居住地の関係先照会等が行われているか。

イ 受給要件を確認するための調査に必要な同意書が適切に徴取されているか。

ウ 法63条を適用し、保護を開始した場合は、文書により本人に周知されているか。

(2) 病状把握の状況

病状等が的確に把握されているか。また、必要に応じ検診命令等が活用されているか。

(3) 介護保険利用の把握状況

要介護又は要支援の状態にあると考えられる要保護者について介護保険による介護サービスの受給状況の確認や要介護認定申請に係る助言及び指導が行われているか。

(4) 扶養義務履行の指導状況

ア 扶養義務者(特に生別母子世帯の前夫及び転出した子)の居所、世帯構成、職業等の生活実態及び収入、資産等を把握するための扶養能力調査は行われているか。

また、居所が不明な場合には、官公署等への照会に基づき、所在の確認が行われているか。

イ 扶養義務者が管内又は近隣の市町村に居住しており、ある程度の扶養が期待できるときには、実地に調査されているか。

ウ 扶養義務照会に対して未回答となっているケースの処理は適切に行われているか。

エ 扶養能力調査の結果を踏まえ、必要に応じ、家庭裁判所への調停又は審判の申立てについての指導は行われているか。

オ 別世帯において健康保険等の被扶養者、税法上の扶養控除対象親族、給与の扶養手当等の対象者等として認定されている者に対して、必要な扶養援助が行われているか。

(1) 3 関係機関等との連携
関係部局、民生委員、保健所、身体障害者更生相談所、児

(2) 保護受給中における指導援助の推進

ア 権利、義務の周知徹底及び資産収入の把握

童相談所、公共職業安定所、医療機関、介護機関等との連携が円滑に行われているか。

(2) 郡部福祉事務所においては、高齢者及び身体障害者等の処遇について町村との連携は十分図られているか。

1 権利、義務の周知徹底

被保護者の権利、義務について、「保護のしおり」等により、適時適切な指導が行われているか。

また、世帯構成、収入等の変動に伴う届出義務の周知徹底が図られているか。

(1) 2 資産及び収入の把握

資産の把握

ア 資産(不動産、預貯金、生命保険等)の申告内容は、関係先調査等により的確に確認されているか。

また、資産の申告内容に変化はないか。

特に、処分価値が大きいと認められる不動産については、評価替えの時点に併せて評価額が的確に把握されているか。

イ 資産活用についての指導又は指示は適切に行われているか。

(2) 収入の把握

就労可能と判断された被保護者については毎月、就労困難と判断された被保護者については定期的に収入申告書が徴取されているか。

ア 稼働収入の把握

(イ) 収入申告書は、毎月徴取されているか。その際、給与証明書等筆証資料は添付されているか。

(ロ) 収入申告書及び給与明細書等筆証資料の内容審査(稼働日数、給与額等)は、適切に行われているか。また、必要に応じて事業主等の関係先調査は行われているか。

イ 稼働収入以外(年金、保険金、補償金、仕送り等)の収入の把握

イ ケースの実態に即した処遇方針の樹立と計画的な訪問調査活動等の推進

- (7) 収入申告書は適切に徴取されているか。必要に応じ、年金改定通知書(号)等審査資料は添付されているか。
- (4) 年金、保険金等の受給資格の有無及び受給金額は、必要に応じ、社会保険事務所、保険会社等の関係先調査等により確認されているか。
また、通算老齢年金を受給している場合、通算の対象となった他の年金の受給状況は的確に把握されているか。
- (ウ) 仕送り額等は、的確に把握されているか。
- (3) 年金等の受給資格の確認
一定の年齢に達した者について、老齢基礎年金等の受給資格について確認されているか。
また、一定の障害の状態にある者について、障害基礎年金等の受給資格について確認されているか。
- (4) 扶養能力調査の実施
扶養義務者に対する扶養能力調査は、被保護世帯との関係の深淺、過去の状況等を勘案の上、必要な者については、適宜見直しを行う等、適切に実施されているか。
- 1 処遇方針の設定
(1) 処遇方針は、訪問調査活動や病状把握等の結果により把握された実態を踏まえ、かつ十分に評価・検討された上で立てられているか。
また、多様なニーズを抱える高齢者世帯等の処遇方針は、個々のケースの実態及び介護保険制度等による介護サービス等の活用等を踏まえた適切なものとなっているか。
- (2) 処遇困難なケース等については、関係機関とも連携の上、ケース診断会議等で組織的に検討されているか。
- (3) 処遇方針は、ケースの実態の変化に即して適切に見直しがなされているか。
- (4) 処遇方針が、ケース記録に明記されているか。
- 2 訪問格付の設定
(1) 訪問格付基準は、ケースの実態、訪問調査活動の必要性に即して適切に策定されているか。
また、訪問格付基準の設定に当たっては、稼働能力の活用を図る必要がある者、多様なニーズを抱える高齢者等に着目し、当該世帯への指導援助の必要性が勘案されたものとなる

(3) 稼働年齢層の者のいるケースに対する指導援助の推進

- (2) 個別のケースに対する訪問格付は、ケースの実態、訪問調査活動の必要性に応じて適切なものとなっているか。
また、ケースの実態の変化に応じて適時適切な見直しが行われているか。
- 3 訪問調査活動の状況
(1) 訪問は、訪問格付基準を踏まえるとともに、ケースの状況変化を考慮し、訪問計画を策定する等計画的に実施されているか。
特に、長期間未訪問又は計画に比べ実施回数が少ないケースはないか。
- (2) 目的をもって訪問調査活動を行っているか。
また、多様なニーズを抱える高齢者世帯等に対しては、介護保険制度等による介護サービスの活用等必要な指導援助が行われているか。
- (3) 世帯主のみならず、必要に応じて世帯員と面接を行い、適切な指導援助が行われているか。
- (4) 面接すべき者の不在が続く等の場合には、訪問方法を工夫する等適切な対応措置がとられているか。
- また、民生委員、親族等からも、生活状況等の聴取を行う等、不在理由を確認し、家庭内面接を行うよう努力しているか。
- (5) 長期にわたって来所による面接が続く、訪問調査活動が行われていないケースはないか。
- (6) 訪問調査結果は、査察指導員等に速やかに報告されているか。
また、早期にケース記録に明確に記録され、その都度決裁されているか。
- 1 就労阻害要因の把握
(1) 就労阻害要因が的確に把握され、就労意欲の助長、生活習慣の形成等、必要な指導援助が適切に行われているか。
- (2) 傷病を理由に就労していない者の傷病の程度、就労の可否等については、レセプト点検、主治医訪問、嘱託医協議、必要に応じ検診命令等により的確に把握されているか。
また、検診命令に従わない場合には、保護の停・廃止等の措置が適切に行われているか。

(4)不正受給防
止対策等の
推進

- (3) 育児中の母親に対する就労指導は、地域における保育所の設置状況、入所条件等が勘案され、適切に行われているか。
- 2 自立助長の指導状況
- (1) 稼働能力の活用等自立を助長するための指導援助は、自立更生計画書、求職活動状況申告書(毎月)の提出等の指導により積極的に行われているか。
- (2) 稼働能力の活用状況等は、就労・求職状況管理台帳で適切に把握されているか。
- (3) 自立援助のため、公共職業安定所等関係機関との組織的連携は十分行われているか。
- また、求人情報等の収集提供、必要に応じた公共職業安定所等への同行訪問等の援助が行われているか。
- (4) 自立援助のための各種貸付制度等他法施策の活用についての指導が適切に行われているか。
- (5) 稼働能力の活用についての指導指示は、必要に応じ、文書指示により徹底されているか。
- また、指導指示に従わない場合には、保護の停・廃止等の措置は適切に行われているか。
- (6) 稼働能力及び地域の賃金水準等からみて、就労日数、時間、収入等が少ない者に対し、勤務先調査又は課税状況の調査が行われているか。
- また、転職を含む増収指導が行われているか。
- 3 自立助長ケースの選定
- 自立助長選定ケースは、稼働能力の活用を指導する必要があるケースについて組織的に評価検討の上選定し、自立に向けた積極的かつ重点的な指導援助が行われているか。
- 1 収入申告内容の確認等の状況
- (1) 収入申告内容に疑義がある場合は、説明を求めているか。
- また、必要に応じて勤務先等関係先調査を適切に行っているか。
- (2) 毎年、課税状況調査等の全ケース一斉点検を実施し、調査結果と収入申告書の内容の照合が行われているか。
- また、その後の処理状況が適切に把握されているか。
- (3) 再三にわたる収入申告書の提出の指示に対して、正当な理由もなく従わない場合は、文書指示等の措置が行われているか。

2 要援護世帯に対する指導援助の充実

- 2 不正受給ケースに対する措置
- 不正受給については、法第78条により厳正に措置されているか。
- また、悪質なケースについては、告発等が行われているか。
- 3 不正受給等の原因分析及び再発防止対策
- (1) 不正受給等の未然防止を図り、適切な指導援助を行う観点から、法第63条及び法第78条適用ケースの発生原因が十分に把握、分析されているか。特に、定期的な訪問調査活動や関係先調査等による世帯の実態把握に問題がないか等、福祉事務所として取り組むべき問題点の有無が検討されているか。
- (2) 福祉事務所として取り組むべき問題がある場合、再発防止対策等の適切な対応がとられているか。
- 1 個別具体的な指導援助の充実
- (1) 高齢者、傷病・障害者世帯に対する指導援助の状況
- ア 要援護世帯のニーズに応じ、各種保健福祉施策等の活用は図られているか。
- イ 高齢者等がいる世帯について介護保険制度等による介護サービスの活用が図られているか。
- ロ 傷病・障害者世帯について、ホームヘルプサービス事業、デイサービス事業及び社会福祉施設等の活用は図られているか。
- エ 年金等の受給の可否等について検討し、関係機関に対して協力を求めているか。
- ウ 高齢者、障害者等がいる世帯について、必要な生活環境等の整備のための制度の活用が図られているか。
- エ 扶養義務者に対して、ケースとの日常の交流等についての協力依頼は行われているか。
- (2) 母子世帯に対する指導援助の状況
- ア 母親の養育態度、子供の就学状況等に問題のある世帯に対し、適切な指導援助が行われているか。
- イ 子供の進路について、学校等関係機関との連携を図り、適切な指導援助が行われているか。
- ウ 児童扶養手当等他法施策の活用についての指導は、適切に行われているか。

3 医療扶助 の適正運営 の確保

- (3) 要援護世帯の処遇充実のための関係機関との連携及び社会資源等の活用状況
- ア 関係部局との情報交換、連絡調整等は緊密に行われているか。
- イ 民生委員、保健所、各種相談員、医療機関、介護機関、学校等関係機関との連携、近隣住民との協力等による支援体制等幅広い社会資源の活用が行われているか。
- また、必要に応じ、関係者にケースへの同行訪問を要請しているか。
- (1) 1 医療扶助受給者に対する指導援助の状況
- (1) 被保護者の病状は、レセプト点検、主治医訪問、嘱託医協議等により的確に把握され、その結果に基づき就労指導、療養指導等が適切に行われているか。
- (2) 長期入院患者、長期外来患者の実態を把握し、必要な指導援助は行われているか。
- 特に、社会的入院を余儀なくされている入院患者について、介護施設への入所や介護サービスを受けての在宅生活への移行が図られるよう必要な指導援助は行われているか。
- (3) 医療機関の選定は、真に止むを得ない場合を除き、患者の居住地に近い医療機関となっているか。
- (4) 同一疾病で、複数の医療機関で受診する重複受診の確認、審査は行われているか。その結果を踏まえ、適正な受診指導が行われているか。
- 2 レセプトの点検、活用状況
- (1) レセプトは、個別ケースごとに直近6か月程度は編綴され、療養指導等常時活用できる状態となっているか。
- また、病状の把握、療養指導等に際し、ケースワーカー、査察指導員、嘱託医等により適時レセプトが活用されているか。
- (2) 医療費の適正な支出のため、本庁の内容点検分を除いた全てのレセプトに対して内容点検等が実施され、過誤調整等は適切に行われているか。
- (3) レセプト点検に当たり、診療日数、診療内容、診療点数等に疑義が生じた場合には、嘱託医への協議又は本庁に対し技術的助言を求めているか。
- (4) 医療券交付処理簿とレセプトの照合が行われているか。

- (1) 3 移送給付等の状況
- 移送給付
- ア 移送給付は、申請に基づき行われているか。
- また、通院証明書、レセプト等により事実確認は行われているか。
- イ 移送手段は、最も経済的な方法で行われているか。
- なお、タクシーを使用する場合は、医師の診断に基づき、歩行困難と認められた者等、真に止むを得ない者に限って行われているか。
- ウ 移送給付は、現物給付を原則として行われているか。
- (2) 入院患者日用品費等給付
- 入院患者日用品費及び年金等の累積金は把握され、加算等の調整が適切に行われているか。
- (3) 施術、治療材料給付
- あん摩、マッサージ等の施術、眼鏡等治療材料の給付は事前に申請させ、適切に行われているか。
- 4 嘱託医等の配置及び活動状況
- 嘱託医が週1回程度の所内勤務を行う等、医師による専門的判断を得られる体制が確保されているか。
- (2) 医療扶助の要否及びケース処遇に当たって、嘱託医等の専門的かつ技術的意見が聴取されているか。
- (3) ケースワーカー等の医学知識の研修にあたって、嘱託医等が効果的に活用されているか。
- 5 本庁への技術的助言の要請状況
- 医療の給付の要否、処遇方針の決定に当たっては、医学的見地からみて疑義のあるものについて本庁に対し技術的助言を求めているか。
- 6 他法他施策の活用及び関係機関との連携の状況
- (1) 医療扶助の決定に当たり、社会保険等他法が適用されるものであるか否かについて確認がされているか。
- (2) 患者の病状等に応じ、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「精神保健福祉法」という）、結核予防法等の活用について、保健所等関係機関との連携が十分図られているか。特に次の点について、関係機関と連携が図られ、確認がされているか。

4 介護扶助 の適正運営 の確保

- ア 精神科受診ケースについて、精神障害者保健福祉手帳申請の可否についての検討が行われているか。
- イ 精神科の通院について、精神保健福祉法第32条の適用について検討が行われているか。
- 7 頻回受診者に対する適正受診指導状況
- (1) 頻回受診者指導台帳等が整備されているか。
- (2) 頻回受診の判断及び指導は適切に行われているか。
- 8 入院日数が180日を超えて入院している患者に対する医療扶助の例外的な給付状況
- (1) 医療扶助における例外的給付対象者台帳等が整備されているか。
- (2) 入院患者の退院後の受入先の確保について、必要な指導援助等が行われているか。
- (3) 例外的な給付の支給が適切に行われているか。
- 1 介護扶助受給者等に対する指導援助の状況
- (1) 要介護又は要支援の状態にあると考えられる者については、レセプト点検、主治医訪問、嘱託医協議等により、要介護認定申請が行われるよう指導がなされているか。
- (2) 要介護認定が行われた場合は、要介護度等を踏まえた介護サービスの内容が把握され、また、それに基づき指導援助がなされているか。
- (3) 利用する介護機関は、真に止むを得ない場合を除き、当該介護機関の通常の事業実施地域内に要介護者等の居住地があるものが、選定されているか。
- 2 介護給付費の点検等
- 介護券交付処理簿と介護給付費公費受給者別一覧表の照合が適切に行われているか。
- 3 福祉用具及び住宅改修の給付状況
- (1) 介護扶助受給者に対して、福祉用具の購入費及び住宅改修費の全額を支給した場合に、領収書等により保険給付等の申請がなされるよう指導されているか。
- (2) 保険者による償還金が支給された場合には、適切に法第63条適用がなされているか。
- 4 介護施設入所者基本生活費等給付
- 介護施設入所者基本生活費及び年金等の累積金は把握され、

5 福祉事務 所における 入所措置等 の適正実施 の確保

(1) 適正な入 所措置事務 等の確保

6 組織的な 運営管理の 推進

(2) 適正な保 護の決定事 務の確保

- 加算等の調整が適切に行われているか。
- 5 本庁への技術的助言の要請状況
- 介護扶助の給付の要否に当たって疑義のあるものについて本庁に対し技術的助言を求めているか。
- 6 他法他施策の活用及び関係機関との連携の状況
- 介護扶助の決定に当たっては、障害保健福祉関係部局等関係機関との連携が図られているか。
- 1 適正な入所措置事務は、確保は、確保されているか。
- (1) 措置台帳等諸帳簿は整備され、適正に入所措置事務が行われているか。
- (2) 入所措置について、より必要性の高い者を優先して措置されているか。
- 2 入所措置後の援助は、適正に行われているか。
- (1) 入所措置後の継続の要否について見直しが行われているか。また、措置変更事由が生じた場合の措置換えは適正に行われているか。
- (2) 入所措置後、年1回以上は訪問調査を行い、更生状況等の確認が適切に行われているか。
- また、その状況は記録として残されているか。
- (3) 死亡等による入所措置解除については、速やかにその手続きが行われているか。
- また、遺留金品の処分については、関係職員立会いのもとに適切に行われているか。
- 入所者本人支払額の決定事務は適正に行われているか。

(1) 計画的な
運営管理の
推進

- (1) 1 理事者等の現状認識
理事者及び所長等は、管内の保護動向、地域的特性、実施体制及び前年度指導監査結果等を踏まえ、福祉事務所の抱えている問題点の現状を十分掌握しているか。
- (2) 理事者及び所長等は、福祉事務所の抱えている特別な問題点等の要因の分析を行い、具体的な改善計画の策定等、その対応措置を講じているか。
- (3) 所長等幹部職員は、個別ケースの問題から福祉事務所全体として取り組むべき問題について把握し、その対応策を講じているか。
ア 開始・廃止ケースの状況、並びに問題を抱える開始・廃止ケースの有無について把握し、福祉事務所全体として取り組むべき問題の有無を把握しているか。
イ 法第63条及び法第78条適用ケースの発生原因を分析し、福祉事務所全体として取り組むべき問題の有無を把握しているか。
ウ その他、特に問題を抱えるケースについて、福祉事務所全体の問題として把握し、取り組んでいるか。
エ 問題解決のために必要な職員研修を実施し、あるいは、自主的内部点検や適正化対策事業等を実施する等、その対応策を講じているか。
- (4) 理事者及び所長等は、職場環境の改善及び職員の士気高揚に努めているか。
- 2 運営の方針及び事業計画の状況
(1) 生活保護の運営については、ケースワーカー等関係職員が参画し、本庁が福祉事務所に示した指針、当該地域の実情、保護の動向、福祉事務所の抱える問題点及び指導監査結果等を十分踏まえた上で基本的な方針が決められているか。
また、問題点に対する具体的な改善策が盛り込まれているか。
(2) 生活保護の運営は、基本的な方針を踏まえ、事業計画を策定する等計画的に行われているか。
また、関係職員に周知されるとともに、進捗状況が定期的に確認され必要な措置がとられているか。
自主的内部点検及び適正化対策事業の実施及び活用状況
当面する課題及び指導監査結果に基づく指導事項又は指示

(2) 査察指導
機能の充実

- 事項を取り入れた自主的内部点検及び適正化対策事業が実施されているか。
- (2) 実施した自主的内部点検及び適正化対策事業の結果を集計するとともに、実施結果について、福祉事務所としての評価がされているか。また、運営方針等に反映されているか。
 - (3) 自主的内部点検及び適正化対策事業が実施されているにもかかわらず、指導監査等において、依然として、同じ事項が指摘又は指示を受けている場合、その実施方法の適否について検討されているか。
 - (4) 経理事務処理の点検が実施されているか。
 - 4 ケース診断会議の活用状況
(1) 処遇困難ケースの処遇方針を樹立する場合等においては、ケース診断会議を開催する等必要に応じて速やかに組織的判断を行っているか。
また、所長等幹部職員が参画しているか。
 - (2) ケース診断会議等の検討結果は記録されているか。
また、その結果等を踏まえ具体的な取組が行われているか。
 - 1 現業活動の掌握体制の確保
(1) 訪問計画の策定等計画的な訪問のための取組や訪問調査活動の実施について査察指導員が把握でき、かつ必要な指示・助言ができる体制が確保されているか。また、必要に応じて個々のケースを掌握するための査察指導台帳が作成されているか。
 - 2 訪問の進行管理等
(1) ケースの実態に即した処遇方針の樹立、訪問計画の策定等、訪問調査活動の実施についての助言、指導は適切になされているか。
また、ケースの実態の変化に応じて、その見直しに対する助言、指導が適切に行われているか。
 - (2) 長期間未訪問ケース等について、ケースワーカーに対して必要な指導が行われているか。
 - 3 ケース審査及び助言、指導
(1) ケースの処遇内容について、ケースワーカーに必要な助言、指導が適切に行われているか。
特に、新任のケースワーカーに対し、実務指導、接遇等について特別な配慮がなされているか。

(3) 実施体制の確保

- (2) ケースワーカーに助言、指導した事項、その経過及び結果について、査察指導台帳に記録される等、何らかの形で記録されているか。
- (3) ケースワーカーに助言、指導した事項についての進行管理は適切になされているか。
- 4 処遇困難ケースへの対応
 - (1) 処遇困難ケースについては、査察指導員が同行訪問を行う等により、その実態を把握し、適切な処遇を行うよう指導しているか。
 - (2) 必要に応じ、関係者にケース診断会議等への参加又はケースへの同行訪問を要請しているか。
 - (3) 関係機関等との連携が、組織的に確保されているか。
- 1 職員の配置状況
 - (1) 査察指導員、ケースワーカーが不足して事務処理に支障を来していないか。
 - (2) 査察指導員は原則として生活保護業務経験者等で、適切な助言、指導ができる者となっているか。
 - (3) ケースワーカーの大半が異動すること等によってケースの処遇、事務処理等に支障を来していないか。
- ケースワーカー等が社会福祉主事資格を有していない場合は、資格取得についての配慮が行われているか。
- (4) 査察指導員、ケースワーカーが生活保護以外の業務を兼務している場合、支障を来していないか。また、査察指導員がケースを直接担当していることはないか。
- 2 面接相談体制の状況
 - 専任面接相談員の配置や、査察指導員とケースワーカーの複数面接の採用等面接相談体制が確立されているか。
- 3 経理事務の処理状況
 - (1) 保護金品の支給手続、返還金の返納手続等は、関係法令等に照らし適切なものとなっているか。
 - 特に、金品等の授受に当たっては、ケースワーカー等が現金を取り扱っていないか。
 - (2) 保護金品の支給については、定期的又は随時に関係帳簿との照合、点検を行っているか。
 - (3) 法第63条による返還額の決定は、適切に行われているか。

7 福祉事務所の実情に応じた重点的な指導の徹底

- 1 福祉事務所の実情に応じた取組状況
 - (1) 福祉事務所において、それぞれ保護動向について分析を行う等により、実情に応じた具体的な対応策が講じられているか。
 - (2) 地域の特性から問題点が認められる福祉事務所においては、その根本的な要因等の分析を十分に行う等により、問題点に対する対応策等が計画的に講じられているか。
 - (3) 前年度監査結果による指摘事項について福祉事務所は、その原因についての分析を行い、具体的な改善策が講じられているか。
 - (4) 特に小規模な福祉事務所において、保護の適正運営が組織的かつ継続的に確保されうる体制が取られているか。
- また、実務を中心とした研修やケース事例の研究協議会等、実施水準の維持向上のための努力がされているか。
- 2 暴力団関係者ケースに対する調査、指導の状況
 - (1) 暴力団関係者のケースについては、警察署等関係機関への照会により的確に把握されているか。
 - (2) 資産、収入、生活歴、現在の生活実態(病状、稼働状況等)は、的確に把握されているか。
 - (3) ケース診断会議等で受給要件の厳格な審査と指導方針が明確にされ、組織的に取り組まれているか。
 - また、受給要件は常時見直されているか。
 - (4) 自立更生計画書は必要に応じ徴取されているか。
 - 警察署等関係機関とは常時連携できる体制が確保されているか。
- 3 法第63条による返還金及び法第77条又は法第78条による徴収金の債権管理は適切に行われているか。
- また、未収について、国庫負担金との調定は適切に行われているか。
- 4 ケース記録等事務処理の管理状況
 - (1) ケース記録等個人的事情に係る情報資料については、秘密が厳守されるよう慎重な配慮のもとに取り扱われているか。
 - (2) 関係先照会等にかかる決裁文書等の処理について、内容審査、点検等の管理が適正に行われているか。
- 1 福祉事務所の実情に応じた取組状況
 - (1) 福祉事務所において、それぞれ保護動向について分析を行う等により、実情に応じた具体的な対応策が講じられているか。
 - (2) 地域の特性から問題点が認められる福祉事務所においては、その根本的な要因等の分析を十分に行う等により、問題点に対する対応策等が計画的に講じられているか。
 - (3) 前年度監査結果による指摘事項について福祉事務所は、その原因についての分析を行い、具体的な改善策が講じられているか。
 - (4) 特に小規模な福祉事務所において、保護の適正運営が組織的かつ継続的に確保されうる体制が取られているか。
- また、実務を中心とした研修やケース事例の研究協議会等、実施水準の維持向上のための努力がされているか。
- 2 暴力団関係者ケースに対する調査、指導の状況
 - (1) 暴力団関係者のケースについては、警察署等関係機関への照会により的確に把握されているか。
 - (2) 資産、収入、生活歴、現在の生活実態(病状、稼働状況等)は、的確に把握されているか。
 - (3) ケース診断会議等で受給要件の厳格な審査と指導方針が明確にされ、組織的に取り組まれているか。
 - また、受給要件は常時見直されているか。
 - (4) 自立更生計画書は必要に応じ徴取されているか。
 - 警察署等関係機関とは常時連携できる体制が確保されているか。

主眼事項	着眼点
1 管内の概況把握	福祉事務所に対する指導監査関係 1 管内福祉事務所の保護動向の把握とその要因の分析は十分に行われているか。 2 管内福祉事務所の査察指導員、現業員の充足状況の把握及び指導は適切に行われているか。 3 管内福祉事務所の保護の実施状況が適切に把握され福祉事務所毎の課題が明確になっているか。

〔別紙2〕 都道府県・指定都市本庁に対する指導監査の主眼事項及び着眼点

- るか。
- なお、暴力行為等があった場合は、速やかに警察署へ通報する等の措置が行われているか。
- (6) 保護の開始決定後、本庁への情報提供が速やかに行われているか。
- 3 自動車保有ケースに対する調査、指導の状況
- (1) 自動車の保有状況が、必要に応じて陸運支局等の関係先調査等により的確に把握され、保有要件の審査が適切に行われているか。
- なお、保有容認に当たっては、任意保険の加入についても検討されているか。
- (2) 保有を認めた場合においては、適宜保有要件の検証が適切に行われているか。
- (3) 保有が認められない場合の指導指示は、必要に応じ、文書指示により徹底されているか。
- また、指導指示に従わない場合には、保護の停・廃止等の措置は適切に行われているか。
- (4) 処分が行われるまでの間の使用禁止の指導は、適切に行われているか。

主眼事項	着眼点
2 管内福祉事務所に対する一般的指導 (運営方針の策定) (自主的内部点検) (査察指導体制)	1 福祉事務所の運営方針の策定に関して、本庁の関与はどのように行われているか。また、福祉事務所の運営方針を掌握しているか。 2 福祉事務所の自主的内部点検事業は福祉事務所毎の問題点に対応したものとなっているか。 3 福祉事務所の査察指導員が行う業務に関しマニュアルの策定等標準を示して指導が行われているか。 ・ 査察指導台帳の様式は現業員業務の全体が掌握できるものとなっているか。 ・ 実際の活用状況が把握されているか。 4 保護の受給要件等制度の趣旨は、要保護者に正しく理解されるよう十分説明され、相談内容に応じた懇切丁寧な対応について指導が行われているか。 5 生活困窮者に関する情報が福祉事務所の窓口につながるよう生活保護制度の周知や民生委員、各種相談員との連携、保健福祉関係部局及び水道、電気の事業所等との連絡・連携体制づくりについて指導が行われているか。 6 訪問調査活動の基本となる訪問格付について標準を示す等適切に指導が行われているか。また、その定着状況及び訪問実績を把握しているか。 7 保護申請時の同意書の徴取及び関係先調査に関する指導が適切に行われているか。 ・ 同意書の徴取及び関係先調査について、その定着状況を把握しているか。 ・ 関係先調査の範囲について標準を示す等適切に指導がなされているか。 ・ 問題がある福祉事務所に対する指導は適切に行われているか。 ・ 課税調査について、全ケース一斉点検等必要な指導が行われているか。

(扶養能力調査)	8 扶養能力調査について、適切に指導が行われているか(特に、生別母子世帯の前夫及び転出した子)
(自動車の保有)	9 管内福祉事務所の自動車の保有について保有要件の審査等が的確に実施され、必要な指導が行われているか。
(暴力団関係ケースへの対応)	10 関係機関との連携は図られているか。また、福祉事務所に對して常時関係機関との連携を図ることができる体制づくりを支援しているか。
(不正受給への対応)	11 不正受給ケースへの対応について、適切に指導が行われているか。 ・発見時点において収入の遡及調査(原則として5年)及び預貯金等の関係先調査を実施するように指導しているか。 ・稼働能力を有する場合、その活用指導を徹底するように指導しているか。 ・返還決定額に関する指導は適切か。
(医療扶助)	12 現業員、査察指導員、医療事務担当者及び嘱託医の連携方策について適切に指導が行われているか。
(介護扶助)	13 長期入院患者実態把握及び長期外来患者実態把握に関する各事業の結果が集約されているか。また、その取組の成果や課題をその後の指導に活用しているか。 14 診療報酬の知事決定が適切に行われているか。また、福祉事務所の縦覧点検等に関する指導は適切に行われているか。 15 介護扶助の実施状況について把握しているか。
3 指導監査(指導監査体制)	16 介護扶助の実施上の課題を把握し、適切に指導しているか。 1 生活保護指導職員及び関係職員の配置は適切に行われているか。 2 指導監査担当職員の職務能力の確保及び向上のための方策としてどのような努力がされているか。 3 指導監査をめぐる各種の課題について共通認識のもと、十分に検討が行われているか。
(指導監査の実)	4 福祉事務所毎の課題を明確にし、かつ、継続的な指導を確保するため「指導台帳」を整備し活用しているか。 5 監査における指示(指摘)の基準が明らかとなっているか。 6 福祉事務所毎の保護動向や課題を踏まえた指導監査計画が

施計画)	樹立されているか。 ・過去の監査結果の問題点及び是正改善報告を踏まえて重点的な計画となっているか。 ・検討対象ケースの抽出は、監査の重点にあわせしものとするため工夫がされているか。 ・特別監査は、問題点に応じた工夫ある計画となっているか。 ・監査班の編成は、幹部職員の参画等適切に行われているか。
(監査の実施)	7 監査の内容は、単にケース取扱の適否のみでなく組織的運営体制にかかわる事項、本庁の示したマニュアルの定着状況等制度運営の全般的な状況にわたり必要な確認と指導が行われるものとなっているか。 8 監査結果の問題点等については、福祉事務所職員との研究協議の場を設ける等、共通の問題意識を持つとともに理解を深めるよう工夫されているか。
(是正改善指示)	9 監査結果の是正改善指示は、単に問題点を明らかにすることと止まらず、問題が生じる要因を分析・検討した上で、具体的対応策を含めた指示になっているか。 ・前回監査の問題点、是正改善報告及び今回監査結果の問題点を総合的に勘案した妥当なものとなっているか。 ・指示の内容は、問題点の具体的改善方策に資する内容となっているか。
(是正改善の確認)	10 上記9を担保するため、復命会を行う等本庁内部において十分な検討が行われているか。 11 是正改善指示の内容は、責任ある者に対して的確に伝達し理解が得られるよう努力されているか。 12 是正改善報告については、実効ある内容か否かについて十分な検討が行われているか。
4 その他の事項	13 改善措置の進捗状況については確認監査や巡回指導等が行われ、それぞれの段階で必要な助言指導が行われているか。また、内容によっては継続的な指導が行われているか。

〔別紙3〕 都道府県・指定都市・中核市が行う指定医療機関に
対する個別指導の主眼事項及び着眼点

主眼事項	着 眼 点
医療扶助受給者に対する適切な処遇の確保	1 医療扶助に対する理解の状況 (1) 生活保護制度の趣旨及び医療扶助に関する事務取扱いが十分理解されているか。 (2) 診療報酬の請求は適切に行われているか。 (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「精神保健福祉法」という）等他法の取扱いについて配慮されているか。 特に、精神保健福祉法32条適用について理解されているか。また、長期入院患者等に対する精神障害者保健福祉手帳の取

（小規模福祉事務所に對する指導）
（研修等資質向上策）

- 1 小規模福祉事務所の実施水準の向上策としてどのような工夫がされているか。
- 2 職員の資質向上対策（特に現業経験の乏しい現業員等に対し）としてどのような工夫がされているか。

指定医療機関に対する指導関係

- 1 個別指導計画を、医療機関の傾向や、福祉事務所の意見等を踏まえ適切に立てているか。
- 2 検査は、医療保険関係部局等との連携により、必要に応じた的確に実施しているか。また、検査結果の措置を、的確に実施しているか。

指定介護機関に対する指導関係

- 1 個別指導計画を、介護機関の傾向や、福祉事務所の意見等を踏まえ適切に立てているか。
- 2 検査は、介護保険関係部局等との連携により、必要に応じた的確に実施しているか。また、検査結果の措置は、的確に実施しているか。

〔別紙4〕 都道府県・指定都市・中核市が行う指定介護機関に
対する個別指導の主眼事項及び着眼点

主眼事項	着 眼 点
介護扶助受給者に対する適切な処遇の確保	1 介護扶助に対する理解の状況 (1) 生活保護制度の趣旨及び介護扶助に関する事務取扱いが十分理解されているか。 (2) 報酬請求は適切に行われているか。 (3) 身体障害者福祉法等他法の取扱いについて配慮されているか。 特に、40歳以上65歳未満の介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第2条各号の特定疾病により要介護又は要支援の状態である医療保険に未加入である者（以下「被保険者以外の者」という）について、身体障害者福祉法等他法が介護扶助に優先して活用されているか。 2 介護扶助受給者に対する適切な処遇確保の状況 (1) 福祉事務所との協力は、円滑に行われているか。

得等について配慮されているか。

- 2 医療扶助受給者に対する適切な処遇確保の状況
- (1) 福祉事務所との協力は、円滑に行われているか。
- (2) 医師、看護師等医療従事者は、確保されているか。
- (3) 診療録の記載及び保存は、適切に行われているか。
- (4) 診療内容からみて、医療要否意見書は適切に記載されているか。
- (5) 長期入院、長期外来患者に対する療養指導は、適切に行われているか。
- (6) 入院患者、日用品費等の取扱いは、適切に行われているか。

特に、精神病院に対しては、本来病院において用意し負担すべき内容の経費について入院患者日用品費から支出するようなことはしていないか。

また、原則として個人ごとに口座を設けて管理し、その収支状況についても個人ごとに整理把握されているか。

- (2) ホームヘルパー等介護従事者は、確保されているか。
 - (3) 要介護者に関する介護記録及び報酬請求に係る帳簿及び書類の記載及び保管は、適切に行われているか。
 - (4) 特別な居室、療養室等の提供が行われているか。
 - (5) 特定施設入所者生活介護、痴呆対応型共同生活介護を行う事業者については、入居にかかる利用料が住宅扶助により入居できる額であるか。
 - (6) 居宅介護支援計画(ケアプラン)において、生活保護法による指定を受けていない居宅介護サービス事業者を用いていないか。
 - (7) 介護施設入所者基本生活費の取扱いは、適切に行われているか。
- 特に、本来施設において負担すべき内容(おむつ代及びおむつ洗濯代等)の経費について介護施設入所者基本生活費から支出するようなことはしていないか。
- また、原則として個人ごとに口座を設けて管理し、その収支状況についても個人ごとに整理把握されているか。

保護施設に係る指導監査方針

平成十四年度の保護施設の指導監査については、本年三月四日及び三月五日に開催された生活保護関係全国係長会議、社会・援護局主管課長会議においてその概要を示すとともに「生活保護法による保護施設に対する指導監査について」(平成十四年三月二十八日社援発第328016号厚生労働省社会・援護局長通知)をもって具体

的な取扱を示したところであるが、その内容は以下のとおりである。

なお、保護施設の指導監査については、「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」(平成十一年法律第八十七号)により法定受託事務と位置づけられており、この通知については、地方自治法第二百四十五条の九に定める処理基準となるので、留意

願いたい。

一 指導監査体制等の充実

保護施設の指導監査に当たっては、他の社会福祉監査との連携を保ちつつ指導監査体制を整備し、適正な法人・施設運営が確保されるよう計画的に指導監査を実施すること。

二 保護施設等に対する指導監査の実施

(1) 入所者処遇に重点をおいた指導監査の実施

施設運営の基本は、入所者に対する適切な処遇を確保することにあるので、①ハンディキャップに対応した処遇が確保されているかどうか、②入所者個々の人権に配慮した運営がなされているかどうか、③入所者からの苦情処理に適切に対応しているかどうかに重点をおいた指導監査を実施するとともに、入所者の自立、自活等への援助に向けた取り組みが一層図られるよう指導すること。

(2) 必要な職員の確保と職員処遇の充実

職員の処遇については、適切な給与水準の確保や労働時間の短縮等労働条件の改善を図るとともに、研修等職員の資質向上及び福利厚生等の士気高揚策の充実に努め、有用な人材の確保及びその定着化を指導すること。

(3) 施設の適正な运营管理体制の確立

入所者処遇を図るための必要な職員の確保の他、社会福祉施設における運営費関係通知等に基づく適正な会計事務処理及び内部牽制体制の確立並びに消防法令等に基づく防災対策の充実強化等について指導すること。

《生活保護法

保護施設指導監査要綱》

一 指導監査の目的

保護施設に対する指導監査は、生活保護法第44条第1項の規定に基づき、関係法令、通知による事

業運営、施設運営についての指導事項について監査を行うとともに、運営全般について助言、一般監査指導を行うことによって、適正な事業運営及び施設運営を図るものであること。

二 指導監査方法等

(1) 指導監査は、「一般監査」と「特別監査」とし、別紙「保護施設指導監査事項」に基づき、関係書類を閲覧し関係者からの聴取により行い、効果的な指導監査の実施に努めること。

ア 一般監査

一般監査は、原則として全ての保護施設に対し、年1回実地監査を行うなど、計画的に実施すること。ただし、前年度における実地監査の結果、適正な施設運営が概ね確保されていると認められる施設については、実地監査を2年に1回として差し支えないこと。この場合、実地監査を行わない年には、書面監査を実施すること。

イ 特別監査

特別監査は、次のいずれかに該当する場合に行うものとし、改善が図られるまで重点的かつ継続的に特別監査を実施すること。

(イ) 事業運営及び施設運営に不正又は著しい不当があったことを疑うに足りる理由があるとき

(ロ) 最低基準に違反があると疑うに足りる理由があるとき

(ハ) 指導監査における問題点は正改善がみられないとき

(2) 指導監査計画等

ア 一般監査

保護施設に対する一般監査の実施に当たっては、監査方針、実施時期及び具体的方法等について実施計画を策定するなど、計画的に実施すること。

なお、実施計画を策定するなど、指導監査の実施につき検討する場合には、前年度の指導監

査の結果等を勘案して当該年度の重点事項を定め、その効果的実施について十分留意すること。

イ 特別監査

特別監査は、不正又は著しい不当、最低基準違反等の問題を有する保護施設を対象として随時実施すること。

(3) 指導監査の連携

施設と法人の運営は相互に密接な関係を有するものであることから、施設監査は法人監査における指摘事項を把握した上で実施することが望ましいこと。

(4) 指導監査の実施通知

都道府県、指定都市及び中核市は、指導監査の対象となる保護施設を決定したときは、あらかじめ該保護施設に通知するものとする。

ア 指導監査の根拠規定

イ 指導監査の日時及び場所

ウ 監査吏員

エ 準備すべき書類等

三 指導監査後の措置

(1) 指導監査結果の通知等

指導監査の終了後は、施設長等関係職員の出席を求め、指導監査の結果及び改善を要すると認められた事項について講評及び指示を行うものとし、後日文書によって指導の通知を行うものとする。

(2) 改善報告書の提出

文書で指示した事項については、期限を付して具体的改善措置状況を示す資料の提出を求めること。

また、必要に応じ監査吏員を派遣してその改善状況を確認すること。

(3) 改善命令等

上記(1)の指導監査結果通知の事項について、改善措置が講じられない場合は、個々の内容に応じ、生活保護法第45条の規定に基づき改善命令等所要の措置を講ずること。

四 指導監査結果の報告等

都道府県、指定都市及び中核市が実施した各年度の監査結果については、別に定める様式によりこれを提出すること。

「別紙」保護施設指導監査事項

主眼事項

着 眼 点

第1 適切な入所者処遇の確保

1 入所者処遇の充実

施設の処遇について、個人の尊厳の保持を旨とし、入所者の意向、希望等を尊重するよう配慮がなされているか。施設の管理の都合により、入所者の生活を不当に制限していないか。

(1) 処遇計画は、適切に策定されているか。

ア 処遇計画は、日常生活動作能力、心理状態、家族関係及び所内生活態度等についての定期的調査結果及び入所者本人等の希望に基づいて策定されているか。

また、処遇計画は、入所後、適切な時期に、ケース会議の検討結果等を踏まえた上で策定され、必要に応じて見直しが行われているか。

イ 処遇計画は医師、理学療法士等の専門的なアドバイスを得て策定され、かつその実践に努めているか。

ウ 処遇方針に基づいた処遇が実践されているか。

エ 入所者の処遇記録等は整備されているか。

オ ケース処遇の進行管理は適切に行われているか。

(2) 機能訓練は、必要な者に対して適切に行われているか。

ア 機能低下を防止するために保護施設の個別リハビリ計画が策定されているか。

イ 車いす、歩行器等は、必要な台数が確保されているか。

(3) 適切な給食を提供するよう努めているか。

ア 必要な栄養所要量が確保されているか。

イ 嗜好調査、残食(羹)調査、検査等が適切になされており、その結果等を献立に反映するなど、工夫がなされているか。

ウ 検査は、適切な時間になされているか。(原則として食事前となっているか。)また、各職種職員の交替により実施されているか。

エ 入所者の身体状態に合わせた調理内容になっているか。

また、入所者の身体状況に応じた食事のための自助具等の活用がなされているか。

オ 新鮮な材料を用いてバランスのとれた食事が提供されているか。(安易に缶詰等の加工食品、既製品を用いていないか。)

カ 食事の時間は、家庭生活に近い時間となっているか。

(特に夕食時間は早くても17時以降となっているか)

キ 食事は適温で食べられるような配慮がなされているか。

ク 保存食は、一定期間(2週間)適切な方法(冷凍保存)で保管されているか。また、原材料についてもすべて保存されているか。

ケ 食器類の衛生管理に努めているか。

コ 給食関係者の検便は適切に実施されているか。

(4) 適切な入浴等の確保がなされているか。

ア 入所者の入浴又は清拭(しき)は、1週間に少なくとも2回以上行われているか。特に、入浴日が行事日・祝日等に当たった場合、代替日を設けるなど週2回の入浴等が確保されているか。

イ 入浴に当たつての健康状態のチェックは行われているか。

ウ 身体状態に応じた入浴が行われているか。

エ 自力で入浴可能な者については、入浴時間、入浴回数、配慮が行われているか。

(5) 入所者の状態に応じた排泄及びおむつ交換が適切に行われているか。

ア 排泄の自立についてその努力がなされているか。トイレ等は入所者の特性に応じた工夫がなされているか。

また、換気、保温及び入所者のプライバシーの確保に配慮がなされているか。

イ おむつ使用者に対するおむつ外しのため、ポータブルトイレを使用した介助やトイレ誘導等の働きかけが行われているか。

また、おむつ交換時には、入所者のプライバシーの確保に配慮がなされているか。

ウ 便秘の続いている者に対する浣腸、摘便等が適切に行われているか。

エ おむつ交換時の汚物は速やかに処理されているか。

オ 夜間の排泄介助及びおむつ交換について、十分配慮がなされているか。

(6) 衛生的な被服及び寝具が確保されるよう努めているか。

ア 入所者の被服は、季節、生活サイクルに合った衛生的な物を着用するよう配慮がなされているか。

2. 入所者の

- イ 起床後着替えもせず寝巻きのままとなっていないか。
- ウ 入所者の被服の洗濯等は適切に行われているか。
- エ シーツ等寝具のリネン交換は適切に行われ、常に清潔なものとなっているか。
- (7) 医学的管理は、適切に行われているか。
- ア 定期の健康診断、衛生管理及び感染症等に対する対策は適切に行われているか。
- イ 施設の種別、入所定員の規模別に応じて、必要な医師、嘱託医がおかれているか。(必要な日数、時間が確保されているか。)また、個々の入所者の身体状態・症状等に応じて、医師、嘱託医による必要な医学的管理が行われ、看護師等への指示が適切に行われているか。
- ウ 急病等の場合の緊急連絡体制が整備されているか。
- エ 入所者の外部への通院時の介添え、入所者の入院時の付添いについて配慮がなされているか。
- (8) レクリエーションの実施等が適切になされているか。
- 家族との連携に積極的に努めているか。
- また、入所者や家族からの相談に応じる体制がとられているか。相談に対して適切な助言、援助が行われているか。
- ア 入所者の身体状況の変化等について家族への情報提供等の配慮がなされているか。
- また、家庭復帰が期待できる者については、実施機関及び家族との連携を図るなど適切に対応されているか。
- さらに、家庭復帰後の状況が適切に把握されているか。
- イ 家族の面会が長期にわたって行われていない場合、家族に対し、来所についての働きかけが行われているか。
- (10) 苦情を受け付けるための窓口を設置するなど苦情解決に適切に対応しているか。
- (11) 実施機関との連携が図られているか。
- ア 入所者の入所、退所の際及び入所者処遇等のために、必要な時期に、入所者の心身の状況等について検討を行い、その更生の目標、実施方法等を決定し実施し、必要に応じて報告しているか。
- イ また、入所者診断会議には、必要に応じて実施機関の職員が参加できる体制が整えられているか。
- 施設設備等生活環境は、適切に確保されているか。

生活環境等の確保

3. 自立、自活等への支援援助

- ア 入所者が安全・快適に生活できる広さ、構造、設備となっているか。
- また、障害に応じた配慮がなされているか。
- イ 居室等が設備及び運営基準にあった構造になっているか。
- ウ 居室等の清掃、衛生管理、保温、換気、採光及び照明は適切になされているか。
- エ 各居室、便所等必要な場所にカーテン等が設置され、入所者のプライバシーが守られるよう配慮がなされているか。
- オ 居室、便所等必要な場所にナースコールが設置され、円滑に作動するか。
- カ 衛生設備(特に調理室等)、給水・配水及び汚物処理施設の管理は、適切になされているか。
- キ ボイラー、電気設備等の保守点検及び危険物の安全管理は、適切になされているか。
- ク 障害を有する入所者のために必要な車いす、歩行器等福祉用具が確保されているか。
- 入所者個々の状況等を考慮し、施設種別ごとの特性に応じた自立、自活等への援助が行われているか。
- (1) 救護・更生施設関係
- ア 機能を回復し又は機能の減退を防止するための訓練又は作業は、計画が作成され適切に実施されているか。また、参加促進のための工夫がなされているか。
- イ 訓練又は作業の内容、時間は入所者の精神的、身体的状況等を勘案した適正なものとなっているか。
- ウ 精神障害者社会復帰対策等関係諸施策の活用が十分に検討されているか。
- エ 疾患に応じて医療機関との長期的な協力関係が確立されているか。
- オ 入所者の個別の状況の変化等について、保護の実施機関に随時連絡が行われているか。
- カ 通所事業の実施に当たっては、家族、保護の実施機関等関係機関と十分連携が図られているか。
- (2) 授産施設関係
- ア 入所者に対し、個別的に更生計画と実施方法を決定するため、総合診断会議を開催するなど、組織的検討が行われ

第2：社会福祉施設運営の適正実施の確立
1：施設の運営管理体制の確立

- ているか。
- イ 入所者の作業能力評価を適切に行い、心理的更生、職業的更生について配慮がなされているか。
- ウ 作業設備又は作業分担は、入所者の身体的状況等を勘案したものとなっているか。
- エ 作業環境、安全管理は適切に行われているか。
- オ 作業の内容、作業時間は入所者の身体的状況等を勘案した適正なものとなっているか。また、必要に応じて授産科目の見直し等が行われているか。
- カ 肢切断又は機能障害者に対し、作業能率を高めるための工夫がなされているか。
- キ 入所者の作業記録が適正に記録されているか。
- ク 授産事業に係る受注価格、販売価格は地域の同種の企業に比し適正なものとなっているか。
- ケ 授産事業に係る収入・支出は、授産事業会計により適正に処理されているか。
- コ 授産収入の算出、必要経費の算出は適正に行われているか。
- サ 工賃の支払いは適正に行われているか。
- シ 他の施設等の行う作業会計等との負担が適正に行われているか。
- 健全な環境のもとで、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切な運営を行うよう努めているか。
- (1) 入所定員及び居室の定員を遵守しているか。
- (2) 必要な諸規程は、整備されているか。
- (3) 管理規程、経理規程等必要な規程が整備され、当該規程に基づいた適切な運用がなされているか。
- (4) 施設運営に必要な帳簿は整備されているか。
- (5) 直接処遇職員等は、配置基準に基づく必要な職員が確保されているか。
- (6) ア 通所事業等を実施する施設にあつては、指導員等の加配が行われているか。
- イ 各種加算に見合う職員が配置されているか。
- ウ 職員研修は具体的に計画が立てられるなど、積極的かつ計画的に実施されているか。

- エ 労務管理等施設の運営管理は適正に行われているか。
- (5) また、労働基準法関係の諸届出は適正になされているか。
- (6) 施設の職員は、専ら当該施設の職務に従事しているか。
- (7) 施設長に適任者が配置されているか。
- (8) 施設長の資格要件は満たされているか。
- (9) ア 施設長は専任者が確保されているか。
- (10) 施設長がやむなく他の役職を兼務している場合は、施設の運営管理に支障が生じないような体制がとられているか。
- (11) 生活指導員の資格要件は満たされているか。
- (12) 育児休業、産休等代替職員は確保されているか。
- (13) 施設設備は、適正に整備されているか。
- (14) また、建物、設備の維持管理は適切に行われているか。
- (15) 運営費は適正に運用され、弾力運用も適正に行われているか。
- (16) ア 施設の運営が適正に行われた上で、運営費の弾力運用が行われているか。
- (17) イ 運用収入の本部会計への繰入額は妥当であるか。また、その積算根拠は明確にされているか。
- (18) ウ 繰越金は、優先的に各種引当金に充てられているか。
- (19) エ 繰越金及び引当金は、安全確実な方法で管理運用されているか。
- (20) また、取り崩し等について県(市)への協議は適正に行われているか。
- (21) (II) 高額繰越金等を有している場合、入所者処遇等に必要な改善を要するところはないか。
- (22) 高額の繰越金等を有している場合及び当期繰越金等が運営費の収入決算額の5%以上の施設について、設備、職員処遇入所者処遇に改善を要するところはないか。
- (23) (III) 施設設備を地域に開放し、地域との連携が深められているか。
- (24) その他の施設運営に関する事項
- (25) ア 施設運営に関する自主的内部点検が行われているか。
- (26) また、施設運営の改善に、職員の創意工夫等が反映されているか。
- (27) イ 市町村、保健所、医療機関、社会福祉協議会等との連携は、適切に行われているか。
- (28) ウ 介護機器・省力化機器の設備導入等の創意工夫が行われているか。

2. 必要な職員の確保と職員処遇の充実	(1) 適切な給与水準の確保	(2) 労働時間の短縮等労働条件の改善	(3) 業務体制の確立と業務省力化の推進
エ 感染症等の予防対策は、適切に行われているか。 優秀な人材を安定的に確保するため、資質向上のための研修の充実や福利厚生等の充実等、職員処遇が充実されるよう努めているか。	(1) 給与水準は、施設所在地の地方公共団体等の給与水準を勘案する等妥当なものとなっているか。 (2) 施設長等施設の幹部職員の給与が、当該施設の給与水準に比較して極めて高額となっていないか。 (3) 給与規程に初任給格付基準表、前歴換算表、標準職務表が整備され、給与格付、昇格、昇給、各種諸手当等は適正に支給されているか。 また、非常勤職員等に対する雇用契約、賃金の支払い等が適正に行われているか。	(1) 労働時間の短縮等労働条件の改善に努めているか。 ア 労働基準法等関係法規は、遵守されているか。 イ 週40時間の労働時間が守られているか。 ウ 年次有給休暇等の取扱いは、適切に行われているか。 エ 産休、育児休業等の取扱いは、適切に行われているか。 (2) 夜勤、宿日直関係 ア 夜勤、宿日直等の取扱いは、適切に行われているか。 イ 寮母等の夜間勤務を行う者について、長時間勤務の解消について努力がなされているか。 また、設備、備品等夜勤等を行う者への福利厚生は、十分な配慮がなされているか。	(3) 職員への健康管理は、適正に実施されているか。 また、寮母等夜間勤務を行う職員の健康診断は、6カ月ごとに1回行われているか。 業務体制の確立と業務省力化の推進のための努力がなされているか。 ア 職員の所掌業務が明確にされ、それが有機的に機能しているか。 イ 専門職員、非常勤職員等各種の職員の組み合わせによるなど効率的な業務体制を確立するよう努めているか。 ウ 介護機器、業務省力化機器の導入及び業務の外部委託の

(4) 職員研修等資質向上対策の推進	(5) 福利厚生等の士気高揚策の充実	(6) 職員の確保及び定着化	3. 防災対策の充実強化
推進等による業務の省力化の努力がなされているか。 職員研修等資質向上対策について、その推進に努めているか。 ア 研修が職員に対して計画的に行われているか。 また、参加者の偏りがないか。	イ 職種別の外部研修等への参加が行われているか。 ウ 介護福祉士等の資格取得への配慮がなされているか。 エ 研修内容が、職員会議等において、他の職員へ周知、紹介されているか。また、研修記録が整理されているか。 福利厚生等の充実が図られているか。	ア 職員に対するレクリエーション等士気高揚策について配慮がなされているか。 イ 職員の健康管理の増進等に努めているか。 職員の確保及び定着化について積極的に取り組んでいるか。 ア 職員の計画的な採用に努めているか。 また、養成施設に対する働きかけは積極的に行われているか。	イ 雇用条件の明示等職員採用の適正化に努めているか。 ウ 労働条件の改善等に配慮し、定着促進及び離職防止に努めているか。 エ 福祉人材センター等が行う事業について、その活用を努めているか。 防災対策について、その充実強化に努めているか。 ア 消防法令に基づくスプリンクラー、屋内消火栓、非常通報装置、防災カーテン、寝具等の設備が整備され、また、これらの設備について専門業者により定期的に点検が行われているか。 イ 非常時の連絡・避難体制及び地域の協力体制は、確保されているか。 ウ 非常食等の予測される物資の把握及び平常時からの相互支援関係にある施設、近隣施設等の協力体制について検討されているか。 エ 消火訓練及び避難訓練は、消防機関に消防計画を届出の上、それぞれの施設ごとに定められた回数以上適切に実施され、そのうち1回は夜間訓練又は夜間を想定した訓練が実施されているか。

●5頁「四 家具什器費の取り扱い」についての参考資料

(問) 「家具什器費の支給対象品目」

保護開始時、長期入院・入所後の退院・退所時等において、冷蔵庫、電子レンジ等の保護受給中に保有が容認される物品を保有していない場合、これらの物品を家具什器費の支給対象としてよいか。

(答) 日常生活に必要な物品については、本来経常的な生活費の範囲内で、計画的に購入すべきである。

冷蔵庫、電子レンジ等の保護受給中に保有が容認される物品を保護開始時等に保有していなければ、一時扶助の支給基準である「最低生活に必要な物品を欠いていると認められる場合であって、それらの物資を支給しなければならぬ緊急やむを得ない場合」に該当するか否かを個々の世帯の状況に応じて判断し、その結果、必要性及び緊急性が認められる場合には家具什器費を認定して差し支えない。なお、必要性及び緊急性が認められない場合には経常的な生活費の中から順次購入していけば足りるものであり、家具什器費を認定することは適当でない。

地域福祉権利擁護事業を進めるうえでの必携書

社会福祉法対応版 地域福祉権利擁護事業推進マニュアル

●全社協・地域福祉権利擁護事業の基盤整備に関する調査研究委員会・編 ●A4判/322頁

●定価 本体 2,000円(税別)

主な内容

- 第1章 地域福祉権利擁護事業を行うにあたって
- 第2章 事業の概要
- 第3章 事業の運営について
- 第4章 業務マニュアル
- 第5章 契約締結判定ガイドライン
- 第6章 福祉サービス利用援助契約書の解説
- 第7章 参考資料

日常生活を営むのに支障がある要援護者に対して福祉サービス利用に関する相談・助言及び利用手続きの支援を行う「地域福祉権利擁護事業」は、平成11年10月厚生労働省予算事業として、都道府県社会福祉協議会を実施主体に、全国300余の市区町村社会福祉協議会を中心に当事者組織や社会福祉法人、NPO団体等と協力関係を築きながらスタートした。

成年後見制度を補完する同事業は、平成12年6月の社会福祉法では、法律上の名称を「福祉サービス利用援助事業」として規定もされ、社会福祉事業となった。事業開始後1年半を経過し、この間、5万件以上の相談、2千件以上の契約による援助、相談援助活動を実施し、また、契約に至らなくても利用者支援を行うなどの成果をあげている。

本書は新しい福祉の理念を見現化し、判断能力の十分でない人であっても自らが福祉サービスを利用する権利の主役となるための同事業の必携書として刊行されたものである。

●お申し込みは、書店、都道府県社会福祉協議会、または下記へ

社会福祉法人 全国社会福祉協議会 出版部

〒100-8980 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル 注文用FAX.03-3581-4666 TEL.03-3581-9511

注文用E-mail: zenshakyo-s@msc.biglobe.ne.jp

生活保護における社会福祉実践(現業活動)とは何か、
それをすすめる福祉事務所ソーシャルワーカーの役割とは何かを、
理論編、実践編から詳述。

◀生活と福祉臨時増刊号▶

福祉事務所ソーシャルワーカー必携

生活保護における社会福祉実践

■主な内容■

第1章 理論編

1. 福祉事務所の役割と社会福祉実践
2. 福祉事務所における相談援助活動
3. 生活保護の受付段階における留意点
4. 生活保護の申請・決定段階における留意点
5. 生活保護の受給段階における留意点
6. 関係機関・関連専門職との連携
7. 新任・先輩ワーカー、SVそれぞれの役割

第2章 実践編

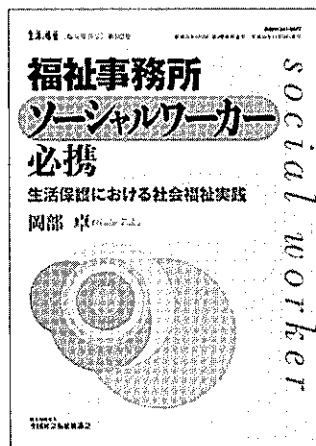
1. アルコール依存症者世帯への援助
2. 精神障害者世帯への援助
3. 知的障害者世帯への援助
4. 身体障害者世帯への援助
5. ひとり親世帯への援助
6. 高齢者世帯への援助

〈引用文献〉

〈参考文献〉

〈公的扶助を学習する人たちのための参考図書・資料〉

- 岡部 卓 著
- A5判/116頁
- 定価 本体800円(税別)



本書では生活保護における社会福祉実践について基本的な整理を行い、
その上でその実践をすすめるにあたって、福祉事務所のソーシャルワーカーが身につけておくべきことを具体的に、わかりやすく解説しています。

ソーシャルワーカーのみなさんは、仕事の再確認と実践の向上に、社会福祉を学ぶ方がたは、生活保護がどのような分野で、そこで働くソーシャルワーカーの役割とは何かを理解するために、本書をお役立てください。

●お申し込みは、書店か、都道府県社会福祉協議会または下記へ。

社会福祉法人 **全国社会福祉協議会** 出版部

〒100-8980 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル TEL.03-3581-9511 FAX.03-3581-4666

『福祉の本 出版目録』 ホームページアドレス <http://www.fukushinohon.gr.jp>

義母の入院

もう一年も前のことである。

二十年来同居していた義母は、それまでは在宅介護を受けながらではあっても何とか普通に生活できていたが、その日、急性肺炎を起して緊急入院することとなった。燕下障害による誤飲が原因であった。一応の診察を終えた担当医に「年齢も年齢なので万が一の場合には、延命処置はどうしますか」と聞かれた。突然の入院という事態でもあり、状況がつかめず、答えに窮した。それまで終末期医療については、時折耳にはしていたが、身内の問題として考えたことはなかった。現実はその状況におかれてみると、ただあたふたとするばかりだった。その後、義母の病状は、やや落ち着き、在宅介護のための胃ろう装着手術を試みたが、高齢ということで、途中で断念することとなった。在宅でのケアが困難になったので、次は、長

水脈

期療養のための転院先探しとなった。

さらに、悪いことにMRSAに感染していることが判明し、転院先探しは一層難しくなった。いろいろと手を尽くした結果、一カ月後にようやく転院したものの、転院したその日の夜亡くなった。老人介護の問題、終末期医療の問題、身近でいろいろ考えさせられた。

真にターミナルケアが必要な人には、安心してケアを受けられるシステムの充実が必要であろう。一方、もう治療することが望めないのに人工呼吸装置等延命処置を施してまで生かし続けることが患者本人の望むことであろうか。そつと静かに看取することも、愛情の一つのあり方ではないかとも思う。自分の将来も含め高齢社会のさまざまな問題に思いを巡らされた。

(Y)

隣の人

昨年の四月、退職を期に千葉のわが家に引越した。田んぼを住宅地にした分譲住宅。十二、三軒しかなく、夜はカエルの声がひと際高く聞こえるところだ。

引越してすぐに、腰を痛め緊急入院したが、家で安静にしていればよいとのこと退院。しかし、痛みが止まらず困っているところに隣の夫婦が夜遅く、「電気治療器」を使ってみたらと心配して持ってきてくれた。その後も一向によくならず所沢市の病院へ再入院。

退院しても二時間半の通勤は無理と、都内にアパートを見つけ、越したばかりの我家を再び空き家にした。都内への引越しの際には近所のSさんが手伝ってくれ、自分の車で家財まで運んでくれた。

退院後は、二、三週間ごとに風を入れるために千葉に通い、戸戸を開ける度、わが家が無事であることに安堵している。その都度出会う近所の人に挨拶を交わすと、ニコニコ顔で応えてくれる。先日、Tさんから手製のちらし寿司を頂いた。また、別の人は掘りたての大根や浜で採れたばかりのアワビを持ってきてくれた。さらに有り難いことに時々わが家を遠くから見られていたそう。今のアパートでも、時には隣近所の人から、田舎から届いたものといつて、珍しいものを貰ったりしている。また、「おはようございます」といった挨拶もし合えるようになった。

とかく「隣の人は何する人ぞ」と言われる昨今、私にとって身も知らない人ばかりであるが、地域の温かさを見つけることができたわが家は、地域の人に支えられて今日も無事だと感謝している。この感謝の気持ちを忘れずこれからも地域の人との結びつきを大事に、そしてこのような小さな輪がいくつもできていけばいいなあと思っている。

(O)

二世帯住宅への想い こだわりその五

北海道職員としてのスタートは
たまたま、地元で所在する日高支
庁からであった。北海道は広域で
あり、十四支庁をはじめ、数多く
の出先機関があつて、転勤も十回
くらいは宿命と覚悟はしていたが、

高度成長期以降、〇〇チヨン族
の生活(単身赴任)も当然視されて
いたが、個人的には、都会人の生
活様式は寂しいな感覚であつた。

ある時、単立つた息子と転校が
話題になった。よそ者のな友達関
係や環境で苦労が多かつたが、妹
(娘)は「いじめ」が深刻な時で
かわいそうだよということだった。

その頃、両親も高齢期に達して
おり、扶養について考え始めてい
たので、両親の定住する地に家を
建て、単身赴任する構想で両親と
話し合った。しかし、母は自分た
ち二人の気ままな生活を変えたく
ないと強く反対し、実現しなかつ
た。二世帯住宅でも反対と言う母
には、次のような理由があつたと

思われる。

一つは、私が入退院を繰り返した療養後の身であり、両親のために私の家族に犠牲を強いるのは忍び難いという、母の愛情である。

一つは、土地購入費や建築費が数千万円必要であり、工面および返済が困難と思つていたこと。

一つは、両親が定住地を離れての同居等の選択肢はゼロであつたことである。

それから十年、娘も巣立ち、私も十分健康で推移し、母もようやく同意してくれたが、その直後、まるで自分の死期を悟つていたかのように急な病に倒れ、その二日後、帰らぬ人となつてしまった。今は、九十歳になる同居の父と頻繁に訪れる息子の家族や娘を、微笑んで見守る写真の母を見るたびに、生前に実現していたらと思う日々である。

(英)

五十歳の私

「リーダー、昨日何を食べたか覚えていますか?」「朝昼夕?」「そうですね。詳しくね」「えーっと。バターロールパン・ミルクコーヒー・ブロッコリー・ハム・目玉焼・ヨーグルト・いちご・ネーブル、昼はお弁当で、ご飯・ふき・わらび・竹の子・卵焼き・揚げ餃子・ポテト・レタス・ブロッコリー・高菜の漬物・にんじんのゴマ和え・煮豆、夕飯はねえ、ご飯・めばるの煮つけ・貝とわけぎのぬた和え・煮しめ(竹の子・昆布・人参・こんにゃく・牛蒡・焼き豆腐・しいたけ)・豆腐とわかめのみそ汁」「へーえ、覚えてるんだあ。おとといは?」「はあ、テストみたいね」「...と、ガールスカウトたちとのやりとりのひとこま。」「お母さん

がね、料理教室へ行った時にね、一日に三十品目食べていますかって言われたんだって」「私のとおもお母さん言つとつた。そんでね、アレもコレも食べんさいってうるさいんよ」そこで、質問したスカウトは、こう言つた。「うちのおばあちゃんね、リーダーが答えたみたいに、昨日何を食べたかって、毎日思い出しするんよ。老人クラブで痴呆の話を聞きに行つてから『ぼけられんけえね』って言うてる。リーダー若いけえちゃんと覚えちよるけど、おばあちゃん、ちよこつとしか思いだせんよ...」

五十歳で若いと言われて複雑な気持ち。とはいへ、私も物忘れが目立つてきた。今の今何をしようとしていたか、何を言おうとしていたかとか...そういえば人の名前がすぐに出てこなくなつた。危ない、危ない。食品をバランスよく食べることも、昨日のことを思い出してみることも知っている私なのに、改めてスカウトからよきことを学ばせてもらった。明日には今日のことを思い出し、三十品目食べて健康でありたい。

(村)

第5回

「アセスメント」時のスーパービジョン

明治学院大学社会学部
助教授新保 美香
しんぼ みか

【事例】新規申請世帯の訪問調査をひかえて

—— スーパーバイザー佐々木さんと地区担当ワーカー山田さんの会話 ——

山田(CW) 佐々木さん、これから私の担当する地区の、新規申請世帯の訪問調査に行ってきます。着任後三カ月間は、佐々木さんや先輩ワーカーの皆さんに同行していただきますが、今日は初めて一人でいきます。

佐々木(SV) そうですか。山田さん、いよいよですね。気をつけて行ってきてください。ところで、今日訪問するのは、この前申請を受理した、単身男性の世帯ですか？

山田 そうです。五十代の方で、疾病のため就労できず、申請に至ったということでした。訪問する前に病状調査をしておこうと思ったのですが、時間がなくてできませんでした。

佐々木 山田さん、病状調査は、ご本人とお会いしてからでいいんですよ。調査の必要性については、面接担当ワーカーの田中さんが話をしているかもしれませんが、改めて山田さんが調査を担当すること、調査する必要性を説明して、相手の理解を得ておくと、そ

の後の調査もやりやすくなりますよ。

山田 そうですか。

佐々木 まず、山田さんがご本人に、体調や通院状況を確認し、そのうえで医師から話を聞くと、ご本人の病識や療養上の留意点などが、より明確になってくると思います。それに、なぜ病状について福祉事務所が把握しなければならぬかを山田さんが改めて説明し、相手の方の理解を得ることができれば、山田さんに対する信頼感も高まることと思います。

山田 わかりました。早く調査しなくてはと、ちよつとあせっていました。

佐々木 日頃から、調査は的確に、事務処理は迅速にとお願いしているので、山田さんにもプレッシャーがかかったかもしれませんね。

山田 いえいえ……。ほかに何か注意しておくようなことはありませんか？

佐々木 ご家族や資産の状況、そして、五十代で稼働年齢層にあたるので、病状や療養の見通しなど、把握しなければならぬことはたくさんありますが、生活保護が利用できるかどうかの判断ばかりでなく、今後、利用者

の方が安心して生活するために、どんな援助を福祉事務所ですでるか判断するために必要な情報収集だということも、伝えておくといいでしょう。今日、初めてお会いするのですから、相手の方の思いを山田さんなりに受けとめて、一緒に考えていこうという姿勢を示せば、きっと、調査に協力してくださると思います。今日把握しきれなかった点は、後日、来所していただき確認する方法もあります。あせらなくても大丈夫ですよ。

山田 ありがとうございます。それでは、行ってまいります。

「アセスメント」時におけるスーパービジョンの留意点

①アセスメントとは何か？

アセスメントという言葉（概念）は、近年用いられるようになったもので、長年社会福祉領域の仕事に関わってこられた皆さんにとっても、まだ耳慣れない言葉かもしれません。アセスメントは、「事前評価」ともいい、イン

テーク(受付面接)終了後、利用者の今後の方向性を検討する過程と考えられます。これは、「診断」といわれていた段階にあたります。

従来のソーシャルワーク理論における「診断」の考え方は、利用者のもつ「問題」の原因を追及し、その解決方法を見いだそうとするものでした。これは、「利用者の問題は、ソーシャルワーカーが解決するもの」という考え方に基づくものです。しかし、近年では、「利用者の問題は利用者自身が解決するものであり、ソーシャルワーカーはそれを助け支える役割をもつ」と考えるようになっていきます。したがって、アセスメントの考え方には、利用者のもつ健康的な側面や、潜在的に持っている能力にも着目し、活用しようとする視点も含まれています。アセスメントは、利用者とワーカーが共に行うのが望ましいのですが、これは生活保護実践でも同様です。

生活保護実践におけるアセスメントは、調査や要否判定を行う生活保護申請段階と考えることができます。実際には、インテーク時に利用者から申請書を受理した後、あるいは福祉事務所の側で要保護性があると判断し、職権により保護を実施しようとする時に、開始されるものと考えてよいでしょう。

岡部卓は、アセスメントとは、①生活歴の聴取(生育歴・職歴・病歴その他)、②家族・

親族状況の確認、③資産状況の確認、④労働能力の確認、⑤他法他施策の確認、⑥要否判定・収入と最低生活費の対比、を行うものと整理しています(岡部卓著『福祉事務所ソーシャルワーカー必携』全社協、一九九八年一七頁の図(本誌一月号二十六頁に一部改変のうえ、転載)参照)。

この段階では、利用者の個人情報や他人にふれられたくないような内容について、ワーカーが把握しなければならぬことが多く、ワーカーには細心の配慮が求められます。ワーカーが適切な対応を実施し、利用者とともによりよい方向性を見いだすためにも、スーパーバイザーのサポートは不可欠です。

②アセスメント時の情報収集

アセスメントを行うためには、利用者のさまざまな状況を把握する必要があります。そのための調査を、情報収集といえます。情報収集は、多くの場合、インテークを担当した面接担当ワーカーから引き継ぎ、地区担当ワーカーが行います。

インテークの段階でもある程度の情報は得られますが、アセスメント段階では、生活保護の要否判定を行うだけでなく、利用者の困難を解決する方策を見いだすため、さらに具体的に情報を集めていくことになります。

情報収集は、①利用者本人、②利用者の家族、③利用者とかわりのある他者、④利用者とかわりのある社会資源(他の相談機関や施設、病院、学校など)、⑤過去のケース記録や他機関・施設の記録や資料、などを情報源に行われます。

この際、①の利用者本人は、問題状況等を明らかにしていく時に、何より大切な情報源であると、ふまえておく必要があります。生活保護の要否判定を迅速に行うことは大切ですが、この段階での情報収集を、面接担当ワーカーから引き継いだばかりの地区担当ワーカーが行う際には、利用者本人に会う前に、本人以外の情報源から情報を得ることは、できれば避けたいものです。本人以外からの情報収集は、利用者の同意を得て行われることが原則だからです。利用者自身、インテーク時は不安で緊張しており、説明などを十分理解できていない場合が多いものです。秘密保持の観点だけでなく、利用者との信頼関係の樹立という点からも、留意したいものです。

生活保護実践におけるアセスメントの特性とワーカーへの配慮

①生活保護実践におけるアセスメントの特性
生活保護実践におけるアセスメントには、他の社会福祉実践分野と異なる特性がありま

す。①資産・能力等の調査を必要とすること、②アセスメントを実施し保護を決定するまでの期間が定められていること、の二点です。

①は、生活保護法第四条の「補足性の原理」に基づき、生活保護の要否を判断するために、資産・能力・その他あらゆるもの、そして扶養義務者の状況を確認する必要があると定められていることを意味しています。生活保護は、最低生活費と利用者の収入や資産等の対比によって、その要否や程度を決めていきますが、資産や収入の状況については、かなり具体的に把握する必要があることはご存じの通りです。要保護者の必要性に即して、こまやかに対応できる利点がある反面、利用者にとつては、個人情報等を明らかにしなければならないという抵抗感、時には屈辱感を伴うことは否定できません。ワーカーも、対応に苦慮する点であるといえるでしょう。この点については、ワーカーがいくらか配慮をしたとしても、利用者が否定的な感情を抱きやすいとふまえておく必要があります。

②は、生活保護法第二十四条三項により、保護の決定は、申請後十四日以内(特別な理由がある場合には、三十日まで延ばせる)に実施しなければならないと定められていることを意味しています。ワーカーは、期限内に必要な調査を行わなければならないのですが、

実際には調査のすべてを完全に実施するのは困難でしょう。また、調査を行うために、利用者の了解を得たり、調査先との調整を行うことに、時間がかかる場合も少なくありません。【事例】のように、ワーカーは、早く決定をしなければならないということ、できるだけ完全な調査を実施しなければならないということとの狭間で、ジレンマを感じるのとが少なくありません。調査の迅速性と的確性のバランスをいかにとっていくか、ワーカーひとりにそれを求めるばかりでなく、スーパーバイザーもその判断を適宜行い、ワーカーに示していくことが期待されています。

②アセスメント時の調査に対する利用者の理解と同意

生活保護の新規申請時の調査範囲や方法は、各福祉事務所や個々の世帯によっても異なると思います。利用者の資産、収入、病状、生活状況等の調査は、生活保護の決定のみならず、利用者が自らの問題を解決していくための判断材料として必要不可欠ですが、繰り返して述べているように、それは、ワーカーが一方的に行っていくものではなく、利用者本人が調査の必要性や意味を理解し、同意を得たうえで行う必要があります。利用者との情報を得るためには、利用者にも調査に積極的に協

力してもらうよう、はたらきかけていくことが求められています。

例えば、所属する福祉事務所では、調査の必要性を、利用者にとのよう説明しているでしょうか。また、関係先調査を実施する前に、「同意書」を提出してもらうことが多いと思いますが、その内容について、どのように説明し、利用者に記入してもらっているでしょうか。調査の必要性を一方的に利用者に伝えたり、ただ同意書を提出してもらうだけでは、真に利用者にと「同意を得た」ということにはならないと考えられます。

ワーカーは利用者にと、①生活保護制度をよりよく活用するために、生活の中で何が足りないか確認する必要があること、②このため、今ある資産や収入、持っているちから(能力)を明らかにすることに協力してもらいたい、という内容を、利用者にとわかる言葉や表現で伝えることが必要です。生活保護は、「役所から与えられるもの」ではなく、「自ら自分のために利用するもの」という意識を、利用者にと持つてもらわなければならないことが、調査に協力してもらうためのポイントとなります。

また、同意書を徴収し、関係先に調査をする場合には、調査の依頼先を利用者にと明らかにし了解を得ることも、とても大切なことです。調査先を明らかにしたうえで、再度、そ

の調査先に関連する資料があれば、いつでも提出してほしいことを伝えておくとよいと思います。利用者の協力には、感謝の気持ちを言葉で伝えておくことも大事です。

利用者の理解と同意を得ながら、調査を実施していくための具体的な方法論は、まだ十分に構築されていない状況です。スーパージョンの皆さんには、ぜひワーカーの皆さんと協働し、具体的な対応の方法を積み重ね、共有できるようにはたらきかけていただきたいと思っています。このことは、利用者の制度に対する理解不足を原因とする不正受給を予防し、結果的に、生活保護を適正に実施していくことにも繋がるものと考えられます。

③調査の迅速性と的確性のバランスについて
生活保護の要否判定に伴うアセスメント時の調査は、迅速、正確に実施できるに越したことはありません。しかし、日々のワーカーの業務が多忙であり、調査内容も多岐にわたるという現実のなかでは、ワーカーは、調査を法定期限内に迅速に行うことと、調査を的確かつ完全に実施しなければならぬということの双方を実現させようとして、プレッシャーを感じることが少なくありません。

生活保護の決定実施に関わる関係先調査の調査件数は、年々増加しつつあります。その

ためか、ワーカーの皆さんからは、調査項目が多くなり、法的期限内での要否判定ができず、保護の決定実施の遅延が多くなっているという話もよく聞きます。

調査の的確性が大切であることは言うまでもありませんが、利用者は生活に困窮し、相談に訪れているのだということを忘れてはなりません。調査が長引いている期間、利用者が手持ちの金品で生活することに無理はないのか、配慮が求められます。

申請に関わる面接記録や書類を、スーパージョンの皆さんは、必ず目を通されることと思います。この時、資産の有無だけでなく、内容も十分に検討し、緊急性がある世帯については、ワーカーの対応や事務処理が適切に行われているか、確認する目配りも必要です。

また、あとで利用者に資産があったとわかった時の対応や取り扱いの見込みは、調査を実施する段階で利用者によく説明しておくよう、ワーカーに促しておくことも大切です。例えば、後日に受け取り可能な金銭がある場合、生活保護法第六十三条により、保護費の返還を求めるとなりますが、利用者がそのことを理解していないと、あとで大きなトラブルとなります。場合によっては、スーパージョナーが同席のうえ、注意深く説明していくことも必要になるでしょう。

ワーカーが初めて利用者と面接する際、面接時間は二時間が限界でしょう。迅速に決定実施をしようと思い、初めての面接に時間をかけて、多くについて情報収集しようと、ワーカーがあせってしまいう場合もあります。ワーカーと利用者が集中し、落ち着いてアセスメントを行うためには、「事例」でスーパージョナーが助言しているように、面接の機会を改めて設定することも必要な対応です。

* * *

アセスメント時におけるワーカーの対応は、利用者が生活保護制度に対して、積極的・肯定的なイメージをもてるかに影響します。プライバシーの開示を求めるため、利用者はアセスメントに否定的な感情を伴いやすいのですが、それを理解し、利用者がアセスメントに参加できるよう、促していきたいものです。スーパージョナーの皆さんには、ワーカーがジレンマやプレッシャーを軽減できるよう、助力していただくとともに、利用者に制度の理解を得るためのプロセスづくりに、ぜひ協力していただきたいと思います。

今回は、「援助計画策定」から「援助（インターベンション）の開始」に至る過程におけるスーパージョンについて取り上げます。

水脈執筆者 (順不同)

国立身体障害者リハビリテーションセンター
管理部長

よしだ ひでひろ
吉田 秀博

社会福祉法人全国社会福祉協議会
中央福祉人材センター所長

おくむら たかし
奥村 孝志

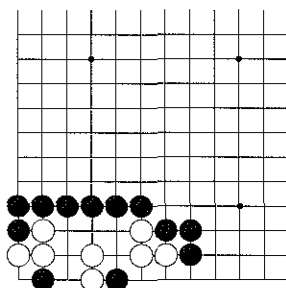
北海道後志支庁余市社会福祉事務
出張所長

かまだ ひであき
鎌田 英明

社会福祉法人大島町社会福祉協議会
介護推進課長

むらた みちる
村田みちる

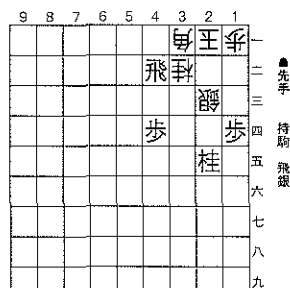
詰碁



黒番 半分だけではなく、全滅さ
せてください。5分で初段。

(出題・日本棋院)

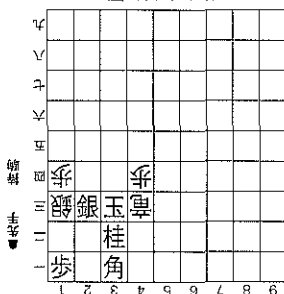
詰将棋



(ヒント) 3手目の飛捨てが決め手。
7手詰め。10分で2級。

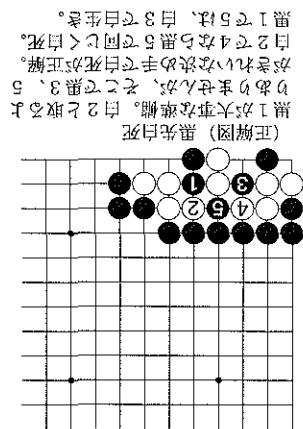
(出題：武市三郎六段)

詰み上がり図
(図は▲4三飛成まで)



詰将棋解説

1. 王手 2. 飛 3. 王手 4. 飛 5. 王手 6. 飛 7. 王手 8. 飛 9. 王手 10. 飛 11. 王手 12. 飛 13. 王手 14. 飛 15. 王手 16. 飛 17. 王手 18. 飛 19. 王手 20. 飛 21. 王手 22. 飛 23. 王手 24. 飛 25. 王手 26. 飛 27. 王手 28. 飛 29. 王手 30. 飛 31. 王手 32. 飛 33. 王手 34. 飛 35. 王手 36. 飛 37. 王手 38. 飛 39. 王手 40. 飛 41. 王手 42. 飛 43. 王手 44. 飛 45. 王手 46. 飛 47. 王手 48. 飛 49. 王手 50. 飛 51. 王手 52. 飛 53. 王手 54. 飛 55. 王手 56. 飛 57. 王手 58. 飛 59. 王手 60. 飛 61. 王手 62. 飛 63. 王手 64. 飛 65. 王手 66. 飛 67. 王手 68. 飛 69. 王手 70. 飛 71. 王手 72. 飛 73. 王手 74. 飛 75. 王手 76. 飛 77. 王手 78. 飛 79. 王手 80. 飛 81. 王手 82. 飛 83. 王手 84. 飛 85. 王手 86. 飛 87. 王手 88. 飛 89. 王手 90. 飛 91. 王手 92. 飛 93. 王手 94. 飛 95. 王手 96. 飛 97. 王手 98. 飛 99. 王手 100. 飛



詰将棋解説

本誌編集に関するご意見・感想をお
寄せください(FAX番号 03-3581-9513
または、下記E-mailアドレスまで)。

生活と福祉 (5月号) 第554号

定価 405円 本体386円

平成14年5月1日発行

編集人 栗和田 敏

発行人 松尾 武昌

発行所 社会福祉 法人 全国社会福祉協議会

〒100-8980 東京都千代田区霞が関

3丁目3番2号 新霞が関ビル

電話 03 (3581) 9511

FAX 03 (3581) 4666

E-mail :

seikatutofukushi@muc.biglobe.ne.jp

印刷所 共同印刷株式会社

◆編集後記◆

▼本号より、小誌の編集に携わることになりました。どうぞよろしく
お願いいたします。

▼今年前半の社会の大きな話題の一つには、5月末から始まるサッ
カーのワールドカップがあげられるでしょう。出場する国の選手団
に限らず、各国からの多くの観客が日韓両国を訪れます。都市を基
本として開催されるオリンピックとの違いとして、選手団のキャン
プ地や試合会場が日本全国に分かれることから、より広い範囲での
異文化体験が起きると言われています。

▼異文化体験というと、フリーガンに代表されるような「サッカー
観客＝脅威論」が報道においても先行しがちですが、トラブルへの
備えを怠ることはないにせよ、一人ひとりの市民の笑顔が最大の抑
止だとする識者の指摘もあります。観戦した試合の勝敗だけでなく、
旅程や滞在中の体験からも「来てよかった」と多くの人たちに感じ
ていただけることが、大会の成功になるということです。日本に住
む人たちでも、大会期間中に各地へ移動する機会があることでしょ
う。試合そのものへの関心はもとより、多くの出会いと交流を大切
に、何よりも大会期間を楽しんでいきたいと思っています。(宗方)

1. 面接のすすめ方

★小松源助著/定価 本体600円(税別)

2. 啓/相談員のための法律知識 ①

●暮らしの中の契約問題

★大屋勇造著/定価 本体700円(税別)

3. ケース研究のすすめ方

★山崎美貴子著/定価 本体612円(税別)

4. 啓/相談員のための法律知識 ②

●相続/遺言

★大屋勇造著/定価 本体700円(税別)

5. 児童・青少年の心理と対応

★宮内邦夫著/定価 本体680円(税別)

6. 離婚相談の手引

★金住典子・円より子共著/定価 本体680円(税別)

7. 福祉相談におけるプライバシー問題

★小松源助・大屋勇造共著/定価 本体680円(税別)

8. 啓/相談員のための法律知識 ③

●クレジットの法律と消費者保護

★大屋勇造著/定価 本体700円(税別)

9. 相談員のための法律知識 ④

●暮らしの中の時効問題

★大屋勇造著/定価 本体680円(税別)

10. 啓/相談員のための法律知識 ⑤

●訪問・通信販売等のトラブルと相談

★大屋勇造著/定価 本体700円(税別)

11. 啓/精神障害者福祉相談の手引

★藤野邦夫・早川俊一共著/定価 本体700円(税別)

12. 高齢者介護相談の手引

★長嶋紀一編集/定価 本体700円(税別)

13. 児童・青少年問題への理解と相談活動

★宮内邦夫著/定価 本体700円(税別)

